

平成 30 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月9日

議 題

- 議案第5号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 議案第7号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
生活産業部
水道部
の所管に属する歳出
- 第2条 繰越明許費
- 第3条 地方債の補正
- 議案第24号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
水道部
の所管に属する歳出
- 第4条 地方債のうち
水質保全対策事業（昭和用水地区）
震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

橋りょう長寿命化事業

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

議案第28号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第32号 平成30年度江南市水道事業会計予算

出席委員（7名）

委員長	伊 神 克 寿 君	副委員長	幅 章 郎 君
委員	尾 関 健 治 君	委員	古 池 勝 英 君
委員	野 下 達 哉 君	委員	山 登 志 浩 君
委員	掛 布 まち子 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員	伊 藤 吉 弘 君	議員	福 田 三 千 男 君
議員	藤 岡 和 俊 君	議員	牧 野 圭 佑 君
議員	宮 地 友 治 君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗 本 浩 一 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
主任	梶 浦 太 志 君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
----	-----------

都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長

鈴木慎也君

市民サービス課長

山田順一君

市民サービス課主幹

前田茂貴君

市民サービス課副主幹

平野優子君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影山壮司君

市民サービス課主査

丹羽克仁君

市民サービス課主査

浅野耕太郎君

商工観光課長

石坂育己君

商工観光課副主幹

横山敦也君

商工観光課主査

駒田直人君

商工観光課主査

長谷川悟君

農政課長

大岩直文君

農政課副主幹

岩田浩和君

農政課主査

青山裕泰君

環境課長

阿部一郎君

環境課主幹

菱川秀之君

環境課副主幹

青山守君

環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長

牛尾和司君

環境課主査

杉浦健浩君

まちづくり課長

野田憲一君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

堀尾道正君

まちづくり課主幹	小 島 健 君
まちづくり課副主幹	尾 関 高 啓 君
まちづくり課副主幹	鈴 木 勉 君
まちづくり課副主幹	小 池 浩 司 君
まちづくり課副主幹	加 藤 考 訓 君
まちづくり課主査	永 田 裕 生 君

土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課主査	山 本 健太郎 君

建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課主査	野 中 俊 之 君

水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君

水道事業水道部水道課長	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課主幹	村 瀬 猛 君
水道事業水道部水道課副主幹	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主査	磯 部 将 人 君

行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	安 達 則 行 君
行政経営課主査	山 口 尚 宏 君

生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
----------------	-----------

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

大変雨の中というか、へんてこな天気ですけど、御参集いただきましてありがとうございます。総務委員会は1日で終わったようでありますので、建設産業委員会も1日とは言いませんので、2日間十分用意してありますので、しっかりと審議させていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、当局挨拶。市長、お願いします。

○市長 おはようございます。

去る2月22日に3月定例会が開会されて以来、連日、終始に慎重に御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第5号 江南市都市公園条例の一部改正についてを初め11議案の審査を行います。委員会終了後に、委員協議会を開催いたします。これもその他を入れまして11項目ありますので、協議会も2時間ほどかかるのではないかと思いますので、こちらのほうの御配慮もよろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されておりますので、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決め

進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、主幹及び副主幹の方はそれぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構であります。

それでは、これより議事に入ります。審査の順次については、付託順により行います。

議案第5号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第5号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○まちづくり課長 おはようございます。

平成30年議案第5号 江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

条例（案）を議案書の29ページと30ページに、あと参考として江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を31ページに掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 提案理由の説明とか聞いていましたら、この江南市の条例で定めるという意味なんですけれども、運動施設の割合を100分の50とするという意味は、100分の50を超えてはいけないという、そういう意味なんですか。

○まちづくり課長 はい、そのとおりでございます。

○掛布委員 江南市の都市公園というのは、いわゆる公園と名前のついている以外のいわゆる木曾川の周辺にある緑地、それも含んで都市公園という意味でいいんでしょうか。

○まちづくり課長 今回は都市公園条例ということですので、蘇南公園ですとか中央公園ですとかしみず公園とかもありますけれども、ここには中般若町にあります緑地公園もその一つであります。

○掛布委員　　そうすると、今新しく運動施設を100分の50とすることなんですけど、現在の江南市内の都市公園内の運動施設の面積の割合というのは、敷地面積に対してどれぐらいなんですか。

○まちづくり課長　　個々の公園面積で判断をしております、例えば蘇南公園ですと、運動施設が結構たくさんあるんですけども、蘇南公園について申し上げますと、運動施設としましては、いわゆる多目的グラウンドのほかテニスコート、パークゴルフ、ローラースケート場なんかがあるんですけども、運動施設の面積の合計は5万6,198平方メートルで、全体が11万2,496平方メートルですので49.95%、ぎりぎりのところであります。

○掛布委員　　今言われたのは、蘇南公園だけの割合なんですね。

○まちづくり課長　　そうですね。

○掛布委員　　そうすると、それぞれの都市公園ごとで、この新しい条例の意味は、それぞれの公園ごとで100分の50を超えてはいけないということなので、ぎりぎり蘇南公園はこれに当てはまっているという、そういうことですね。わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時37分　　休　憩

午前9時37分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号　尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条

例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正について御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、34ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 ちょっと確認なんですけど、ここは布袋駅周辺整備事務所にあったものを江南市役所内に移転するということなんですけど、条例が施行するのは4月1日と書いてあります。本会議の後かもわかりませんが、この事務所が実際にこちらのほうに移転をして機能するのは、4月1日以降のときにはもう完全にこちらのほうでしたか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 職員が移動しまして実際に執務を行うのは新年度に入ってからということで、それまで年度末までは、職員は現地事務所で執務を行ってまいります。

○野下委員 今聞いたのは、4月1日からはこちらのほうでという新年度というお話でしたけど、それはこの4月1日から間違いないと。施行が4月1日になっているのでその確認なんですけど、その点どうですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 はい、4月1日からということで、その日をもって変わります。

○野下委員 わかりました。

○掛布委員 前、12月の補正予算のときに、移転する経費というか計上したと思うんですけど、実際に移転作業を始めるのは年度内ですよ。だから、その4月1日からということなんだけど、実際に移るのは3月中に移転完了するわけですよ。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 まさに荷物の移転は今のところ3月21日に移動する予定にしておりますが、簡易な机等で職員は引き続き年度末まで事務所で執務を行っていく予定でありますので、荷物としての移動はちょっと先行して動きますが、人間としては年度末まで事務所で執務を継続してまいります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時42分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第7号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 恐れ入ります、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第7号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、37ページから38ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 第4条第3号を削って、新しく市長が別に定める業種というふうになるんですけども、これだけ読んでみると、今の指定集積業種ではなくて、これからは市長が別に定める業種というふうになるのかなあと、市長が定めるとしか読めないんですけども、提案理由か何か聞いていたら、県の基本指針に何か引用先を変えろというような、何回もそうやって聞いたので、えっ、どういうことかなあとちょっと意味がわからないんですけど、もうちょっと説明していただきたいんですけど。

○建築課長 この市長が定めるということでございますが、4月1日に市の告示で定めさせていただきます。こっちのほうで定めるのが、提案説明のほうでも申し上げました愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の指定集積業種というのを市長が引用先として告示で定めるものでございます。

○掛布委員 そうすると、今は地域産業集積形成法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種というのがもともになっているんですけど、今度は県の基本指針というのが別途つくられて、それとは別のところで。それで、市長がそれによるというふうに告示をすると、そういう意味なんですね。違う。

○建築課長 まず法律のほうで改正されまして、現在は法のほうの法律に基づきまして同意基本計画の指定集積業種というのを引用しておるんですけど、こちらの法律のほうの改正によりまして、これにかわるものとしまして愛知県が新たに策定する愛知県の産業集積の推進に関する基本指針、こちらのほうを引用先として改めるものでございます。

○掛布委員　　そうすると、具体的にこの法第34条第12号の開発行為の緩和でもって江南市が呼んでこようとする業種は、今までの東尾張の基本計画にある機械とか金属とか、輸送機械とか何かあったんですけど、それとは違っちゃうわけなんですか。

○建築課長　　基本的には、今回の改正というのは緩和ということになりまして、今現在、指定されている集積業種といたしましては、輸送機械関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、こちらの4つでございます。これに加えまして、新たに繊維関連産業と農商工連携関連産業、こちらの2つの業種が追加となるものでございます。

○掛布委員　　今言われたのは県が新しく基本指針として定めた業種という、この地域にというそういう意味なんですね。

今の農商工連携関連産業というのは、具体的にどういうものを指すんですか。

○建築課長　　具体的につきましては、中小企業とか地域の農商工と連携して行うような、関連して行うような産業というふうに考えております。

○掛布委員　　ちょっとわからないんですけど、もうちょっとわかりやすく言ってください。こっちは素人で全然わからないんですから。

○建築課長　　この定められております集積業種の農商工連携関連産業でございますけれども、この中に食品製造業とか飲料、たばことか繊維工業、その他木材・木製品製造業とか、家具製造業、こういった業種が指定されておりました、こういったものが農商工と関連して行うような製造業となるというふうに認識しております。

○掛布委員　　しつこくて済みませんが、今までのだと指定集積業種（物流関連産業であるものを除く）というのがあったんですけども、今度その文言は入っていないんですけど、物流関連産業というのは今の県の基本指針に言うものの中には含まれていないということで、これは一緒ということでもいいんですか。

○建築課長　　物流関連産業につきましては、この中には含まれておりません。

○委員長　　よろしいですか。

○掛布委員　　はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 市道路線の認定及び廃止について

○委員長 続いて、議案第20号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 議案第20号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の112ページをお願いいたします。

平成30年議案第20号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

右側の113ページに認定路線調書を、次のページ、114ページから120ページに認定路線図を、そして121ページに廃止路線調書を、次の122ページから124ページに廃止路線図を掲げております。

なお、125ページには、認定・廃止の理由を掲載した参考資料を掲げております。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 廃止路線の整理番号2番と3番ですけど、土地改良事業に伴い

廃止と書いてあるんですけど、現在もう全く道路にはなっていない、道路としては存在そのものがないじゃないかと思うんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○土木課長　　まず、東野地区にあります市道西部第518号線ですけれども、こちらは個人所有者の所有地になっております。道路の存在していないことが判明しましたので、認定路線を廃止するものでございますが、土地改良の前に、昭和52年当時認定されたものが土地改良完了時点で認定廃止をされていなかった行為によりまして、今回、それが確認されたということで廃止するものでございます。

○掛布委員　　3番は。

○土木課長　　続いて、3番のほうも同じような件で、市道北部第504号線についてですけれども、こちらのほうももともと旧道で公図のほうがあったんですけれども、土地改良で換地処分で個人所有になったということで、今回それが発覚したということで廃止路線となったものでございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これもちまして終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分　　休　憩

午前9時55分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号　平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

生活産業部

水道部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費

第3条 地方債の補正

- 委員長 続いて、議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、生活産業部、水道部の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費、第3条 地方債の補正を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

- 市民サービス課長 それでは、私から市民サービス課の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出でございます。

議案書の160ページ、161ページ最下段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費、バス関連事業の江南市生活交通バス路線維持費補助金でございます。内容につきましては、備考欄を御参照くださいますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 恐らくもうちょっと詳しい1路線ずつの収支の状況とかいうのが、多分委員協議会で出てくるんじゃないかと思うんですけど、今そこに出ているものだと思うんですけど、それを今配ってもらったほうがずっとわかりやすいと思うんですけどどうなのでしょう。だって、審議を今やっている

のに、全部終わっちゃってから委員協議会でそのもとのデータが出てきては何のためかわかんないので。絶対出てきますよ、いつもそういうパターンなんですから。今、課長が見てみえるやつ。

○委員長　　今回は委員協議会ではその議題はありません。

○掛布委員　　えっ、本当。

○委員長　　はい。だから、今ここでやりましょう。

○掛布委員　　じゃあ、聞きます。

本会議で森議員が質疑させてもらったと思うんですけど、今回、大幅に補助金の額が3分の1以下に減っている理由が、調査日が2日も雨だったということで、3系統が赤字路線から黒字路線に転換して大幅に補填額が減ったということなんですけど、ここに出ている備考欄は江南・病院線351万5,000円、江南団地線340万2,000円としかないんですけど、実際いつもただく一覧表では、江南・病院線は4系統で、江南団地線は8系統あると思うんですね。そのうちの、いつも江南団地線のうちの3系統は黒字なんですね。今回、3系統が黒字化したということは、新たに黒字の路線が6系統できたと、そういうことなんですか。

○市民サービス課長　　済みません、今、表を全て比較したわけではございませんけれども、今、平成29年度のベースで見ますと、平成28年度との比較ではございませんけれども、黒字化の路線が今議員がおっしゃいますように6系統ございます。

○掛布委員　　そうすると、本会議でもあったように、欠損額が全て、4プラス8、12系統の中でほとんどは赤字額が減少したということで、唯一悪化したのが何か1系統あるというようなことなんですけど、悪化したというのはどれですか。

○市民サービス課長　　本会議でもお話をさせていただきましたけれども、一番大きく赤字額がふえたのが江南駅から、アピタから江南厚生病院へ行く、いわゆる団地を抜けていくE線のところが一番ふえたものということでございます。

具体的には70万円程度ということでございます。前年度と比較しまして70万円程度ふえておるということでございます。

○掛布委員　　そうすると、そこだけで540万円ぐらいの補填という、そういうことですね。

わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　　それでは、環境課所管の補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の162ページ、163ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費の愛北広域事務組合関係事業と、はねていただきまして164ページ、165ページの上段、江南丹羽環境管理組合関係事業及び尾張北部環境組合関係事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　精算による全部減額ですけど、備考欄を見せてもらっていると、それぞれのいわゆる運営費の負担金の減額というのは、実績額が燃やすごみが減ったとか、し尿の処理量が減ったとかいうことなんですけど、どの組合も議会の運営費負担金がなぜか減っていて、全部共通して減っていて、特に尾張北部のほうは減り方が大きいんですけど、これは一体何が原因なんでしょうか。

○環境課長　　尾張北部の議会運営費負担金の減額の理由は、組合の議会費において、会議録作成委託料が減額したことによる減額が理由ですが。

○掛布委員　　あと共通して全部議会費が減っているのはどういうことでしょうか。

○環境課長　　愛北と江南丹羽の組合においては、視察旅費の減による減額でございます。

○掛布委員　　小出しに何か答弁されるもんですから。

視察が減ったというのは、具体的にどういうふう減ったんでしょう。

○環境課長 江南丹羽については、場所を金沢市に変更したことによって交通費が電車からバスによる変更で大きく減ったというものです。

愛北については、今資料を持っていないので、ちょっとわかりませんが。

○掛布委員 わかりました。

○委員長 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部まちづくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 都市整備部まちづくり課所管の補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

議案書151ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正として、8款4項都市計画費の布袋本町通線街路改良事業及び布袋駅東地区交通結節点整備事業を掲げております。

その下、第3表 地方債補正として、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明します。

ページをはねていただきまして、156ページ、157ページの最上段をお願いいたします。

20款1項3目1節都市計画債に1億7,520万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明します。

ページをはねていただきまして、164ページ、165ページの下段をお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費は2億2,115万1,000円の補正減、及び繰越明許費の補正をお願いするもので、168ページ、169ページ上段まででございます。内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成29年度3月補正予算説明資料の7ページから9ページに箇所図

を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 まず、165ページの布袋本町通線の繰越明許の理由というのをもうちょっと詳しく説明していただきたいんですけども。

○まちづくり課長 位置図の7ページにあるんですけども、こちらの用地取得に当たりまして、地権者からはおおむねの同意はいただいているものの、いわゆる契約に先立つ諸手続が地権者の事情によりまして進んでいないことから、今回繰り越しをお願いするものであります。

それに伴いまして、用地が確保できないことから、この今、街路改良整備工事についても繰り越しをお願いするものでございます。

○掛布委員 地権者の事情という、用地取得に同意だったらさっさと手続が進むと思うんですけど、繰越明許しないといけないほどの地権者の事情というのはどんな事情なのでしょう。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり課長 地権者の個人的な諸事情によるものでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○掛布委員 167ページのほうの布袋駅東地区交通結節点整備事業のほうの減額なんですけど、1つは駅東のいわゆる雨水貯留施設の設置工事費が減額ということでゼロになっていて、1つ前のところなんかは、あるいはほかの排水路工事などは繰越明許という手続がとられているんですけど、減額というのは何ででしょうか。繰越明許もできるんじゃないですか。

○まちづくり課長 雨水貯留施設を設置する場所は、いわゆる駅前広場の一部を使うんですけども、今、鉄道高架施工業者と調整をしておりますけれども、調整をした中で、いわゆる年度内の着手が見込めないということから、平成30年度の着手になると思われるんですけども、その平成30年度も、そ

の平成30年度内の中で終わればいいんですが、そういったことも考えますと、一旦減額させていただいて、再度補正予算でお願いしたほうがいいと判断したため、今回減額補正をするものであります。

○掛布委員 要するに繰越明許をしたとしても無理で、それ以上の再繰り越しはできないのでゼロにすると。減額にすると。財源も含めて全部減らすということなんですけど、過去のこれを計上されたのが去年の9月補正だと思うんですけど、そのときにこんなのできるのと、作業ヤードで使っているし、鉄道高架なんて当分終わらないんだから、計上したって絶対できないよという指摘があったと思うんですね。私もたしかしたと思うし、本会議でもしたと思うんだけど、そのときの答弁では、繰り越しして平成30年度内に完成を目指しますので計上するんですと。何か当初予算からあったんじゃなくて途中の補正でいきなり出てきて、それで平成30年度内にはできますからといって計上したのに、何でここでゼロになるんですか。何かすごい無責任じゃないですか。

○まちづくり課長 9月で補正予算を計上しましたのは、やはり国からの交付金が、いわゆる予算を上回る予算が来ましたので、いわゆる平成30年度に予定していたものを前倒しで何とかできないかということで検討した結果、補正予算をお願いしたものでございます。その後も鉄道高架事業者と調整をしまいましたが、やはり年度内にちょっと着手が見込めないということから、今回減額補正をしたいということでございます。

○掛布委員 一旦ゼロにして、もう一度時期が来たら計上するというんですけど、わざわざ交付金が来るといって計上したのをゼロにして、もう一回交付金申請して復活する見込みってあるんですか。

○まちづくり課長 今年度に内示を受けました交付金につきましては、この減額補正によりまして国費を返すことなく、ほかの事業に充てまして国費は返さず充当させてまいります。

来年度につきましては、貯留槽部分の国費をいただいておりますので、そのほかの事業についての充当を考えて要望してまいります。

○掛布委員 済みません、ちょっと今理解できなかったんですけど、このいわゆる貯留施設、雨水貯留槽の工事費は減額ゼロにするんだけれども、財源と

しての国庫交付金はほかの事業に充当して使うよと。だから国の交付金を返すわけではないよという、そういうことなんですか。そんなことできるんですか。

○まちづくり課長　この社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業につきましては、そういった各事業に対する国費の充当については、いわゆる100%まで可能ですので、その裁量については市に任されております。ただし、補助の対象となる40%が限度でありますので、全体を考えた中の40%ですので、今回、布袋本町通線ですとか排水路整備のほうに充当する予定でございます。

○掛布委員　しつこくて申しわけないんですけど、そうやってやりくりをして、国費を返さないようにしてほかのところに充てていくということらしいんですけど、結局、これっていつになったら雨水貯留施設の工事というのは取っかかれそうなんでしょう。鉄道高架が完全に終わって、作業ヤードがあかないと取っかかれなと思うんですけど、かなり先になってしまうんじゃないかなあと思うんですけど。

○まちづくり課長　現在も鉄道高架事業者、鉄道事業者と調整を進めておりますが、まだ確実に入れる時期というのはちょっとお示しされていない状況でございます。

今後、そういった時期が明らかになった時点で、速やかに補正予算をお願いして予算化していきたいと思っております。

○野下委員　今の答弁をお聞きしますと、この雨水貯留槽の施設は、この駅前東の広場の一部だというお話が一番最初にありましたよね。今の話だと、平成30年度の完成を9月の段階ではお答えしてみえるんですが、繰り越しを考えて平成30年度に行うということを目指すということをおっしゃっていらっしゃるんですよ。だけど、それがなかなか難しいケースもあるよということになると、今度、駅の東の広場の整備というのも当然ですけど影響が出てきますよね。そうですね。

○まちづくり課長　はい、そうです。

○野下委員　だから、それが終わらないと駅前整備ができないということになると、そうすると今後、西側の駅の広場の整備も関係してくるのかなと思

いつつ、今進めてみえるその布袋駅の東の複合施設の関係もしてくるんじゃないかなというふうに連想しちゃうんですが、その点どうなんですか。どういう影響が出てくるか。

○まちづくり課長 駅前広場の整備の進捗と、やはりそこにいらっしゃる方、いわゆる利用者のことを考えますと、ちょっと複合施設にも影響してくるものと思っています。

○野下委員 そういうことを考えると、今、複合施設のほうも進んでいるんでしょうけれども、そういうスケジュールにも影響していったら、そのまま進んでいいのかということも出てくると思うんですけれども、だからここははっきりとしないと、おっしゃったようなそういうことが出てくる可能性もあるんじゃないかと思って、そのような見直しとかはどういうふうに、これからはあつたらされるんですか。答えにくい質問かも知れませんが。

○まちづくり課長 複合施設の見直しということですよ。

○野下委員 そこもひょっとしたら影響するというお話だったんで、そういったところの募集とかもどういうふうにこれからされるのかと、ちょっと観点が変わってくるけど。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 駅東の公共施設とこのアクセスの場所になりますので、大きな関係は多々あると思います。鉄道高架業者のほうも全て全部が長期にわたり要するというふうに言っているわけではありませんので、でき得る限りの調整を行って、おっしゃるとおり当然下に入れるものができなければ上の広場ができないと、そのとおりです。上ができなければ、その複合施設へのアクセスというかアプローチが非常によくはない。ただ、東広場がないとアプローチできないという施設ではありませんので、布袋駅線という立派な道路ができますから、あちらからのアクセスも十分に玄関を顔として、ただ複合施設につきましては、まだその計画すらもない状態ですので、平面計画等も、何ともそちらについての変更とかということをおっしゃられると、ちょっと答弁のしようもございませんけれども、きょう現在、先ほど来申し上げておりますように、国費を最大限に利用したいという計画で、若干難しいなという答弁も補正の段階ではしていると思います。最大限の努力をしたいという、平成30年度完成に向けては。ただ、やっぱり

この平成29年度が終わる段階で無理であるという。2年で2回やる繰り入れは無理であるということで、こういう判断をしておりますが、最大の努力をするというのがきょう段階での答弁とさせていただきたいと思います。

駅東複合施設がいつ、どういう形で完成するかというのが、我々もまだ明確には、詳細な時期まではつかんでいない状態でありますので、今で言いますと、市長政策室との今後の調整というのは、私どもまちづくり課の工程がはっきりしてくるということも大事だと思っておりますので、きょう、掛布委員にもお答えしたように、いつ補正を組むかというのがまだ明確に申し上げられない状態ですので、両方を踏まえて調整をしていきたいというふうに考えております。

○野下委員　　そういうことは答弁いただいておりますが、とってもそういったことを考えると、この貯留施設というのは駅東の浸水対策としても非常に重要な部分だと基本的には思いますし、あと駅前広場のそういう関係も出てきますので、この辺は本当に今後しっかりとやっていただくというふうにお願いをするしかないんでしょうけれども、ひょっとしたら東の広場の整備が影響は多少出てくるかなあという答弁で、まずそこはよかったですか。確認で、広場についての整備については。

○まちづくり課長　　このたびの貯留施設のおくれによりまして、駅前広場の上部整備については影響が出てまいります。

○野下委員　　出るね。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　その貯留施設ともう一つ、排水路の整備も、補正予算の資料の8ページの地図を見ていると、点々のところは終わるよと。あと実線のところは繰越明許だよというふうに書いてあるんですけども、結局、雨水貯留施設からの水を流し出す排水路になると思うんですけども、結局本体の貯留施設ができないんだったら、それを流し出す排水路の整備工事というのは何か意味がないのかなあと思うんですけど、これは連動していますよね、貯留施設と排水路工事というのは。

何を聞いているのかわからなくて済みませんが、その排水の工事のおくれの原因が、いわゆる地下水が思いのほかたくさん湧き上がってできないとい

うことみたいなんですけれども、そうするとそれというのはいわゆる貯留施設の工事のときも同じようなことが起きるんじゃないかとか、あるいは今鉄道高架の下り線部分もやっているんですけれども、上り線のときも地下水が思いのほか湧いて大変だったという、おくれたということがあるんですけれども、それは鉄道高架そのものがおくれていく危険もさらにあるという、そういうことなんでしょうか。

○まちづくり課長　地下水に対応するためいろんな工法があるんですけれども、やはりでき得れば経済的なものを選択しております。

排水路整備につきましては、地下水を直接くみ上げる工法をとっております。去年もこういった工法で何とか地下水がある中、おくれましたがやっております。今回、地下水位が全部下がるかというと限度がありますので、やっぱりある程度下がった中で地下水をくみ上げて何とか施工ができる状態になります。今年度はやはり降水量が昨年の4倍程度あったということで、なかなか下がらない時期が続いて着手する時期がおくれたことによって今回繰り越しをお願いするもので、鉄道高架事業につきましては、地下水自体をシャットアウトする、いわゆる地盤改良をして地下水が入らないようにする工法をとっておりますので、そういったおくれにはつながらないと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　済みません、しつこく1個ずつ聞いていて申しわけないけど、その次の資料でいうと9ページのところにあります市道東部第439号線、これも減額なんですね。2筆の用地取得と補償費を減額するというので、これも繰越明許じゃないという、何で繰越明許しないでゼロに減額するのかという理由は何でしょうか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　こちらの事業につきまして、この事業は国費を充てて行っております、確かに繰越明許をした事例もございますが、そのときはその年に契約が終わっております、その契約が終わっておる状態でその残りの撤去費、撤去が完了していないということでの繰越明許は認めていただけるんですが、今回のように、この時点で契約が調っていない状況では、繰り越しというのが国費はちょっと事務的にでき

ないということで、一旦減額ということで対応させていただくことになりました。

○掛布委員 済みません、ここで聞くことじゃないかもしれないんですけど、当初予算のほうでもここの第439号線の予算が出てきているんですけど、ここの今減額するよと点々が書いてある2筆のすぐ南側、当初予算ではそのところの南側の道路工事の予算がついているんですけど、片やここはもう減額してやれないよと言っているのに、当初予算ではその隣のというか、くっついている同じ道に関連するところで何で予算がつけられるのかなと、非常に不思議に思うので、ついでにお聞きしておきたいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 当初予算で工事を計画させていただいているところは、この減額補正をさせていただくところの隣というのか、今までに買収の協力がいただけた土地に関して、少しでも現場を進めたいということで工事をさせていただくということで当初予算に上げさせていただきました。区域としては重複はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○掛布委員 済みません、話が野下委員の続きに戻って行って申しわけないんですけど、結局その鉄道高架がある程度終了に近づいて作業ヤードが撤去してもらわない限り、布袋駅線の工事も始められないし、それが終わってからしか貯留施設もできないし、それをつくってからしか駅前広場とかできないしということになってくると、結局いわゆるこの駅東の複合施設の計画をかつちりと固めた上で県の都市計画の決定の平成30年度末に申請していくというのは、事実上、現時点でもう非常に難しいというふうに判断できるんじゃないかなと思うんですけど。

○まちづくり課長 駅東の区域区分ですとか、そういった都市計画の変更につきましては、いわゆる複合公共施設ができるための事前の準備ということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員 ちょっとわからないんですけど、まあいいや。できるということなんですね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 下水道課の所管について御説明いたしますので、議案書の168ページ、169ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で565万5,000円で補正減をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今の続きみたいな話なんですけど、先ほどのまちづくり課の。結局、これは駅東の排水路の整備工事、繰越明許にする部分を含めたところを、排水路整備は繰越明許をするんだけど、その水道管の補償費はもう繰越明許じゃなくて減額するということなんですけど、繰越明許というのは……。

これは一般会計。

○委員長 下水道の特別会計でお願いしたいです。

○掛布委員 失礼しました。ちょっと場所が間違えておりました。今、下水道ね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第22号を挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第24号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 引き続きまして、議案書の181ページをお願いいたします。

議案第24号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

はねていただきまして、182ページには第1表 歳入歳出予算補正、183ページ上段には第2表 継続費補正、下段には第3表 地方債補正、184ページ、185ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括を掲載しております。

歳入につきましては、186ページ、187ページ中段の5款1項1目一般会計繰入金から188ページ、189ページ、8款1項1目下水道事業債まででございます。

歳出につきましては、190ページ、191ページ上段の1款1項1目総務管理費から194ページ、195ページ下段の3款1項1目公債費まででございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足といたしまして、186ページ、187ページ、歳入の下段の2つ目の7款4項受託事業収入につきましては、扶桑町からの汚水処理を受託したことに伴いまして、科目の新設をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員　　今、説明がありました186ページ、187ページの扶桑町からの区域外流入の汚水の3万円の歳入なんですけれども、ごめんなさい、前に説明しに来ていただいてまた質問していて申しわけないんですけど、結局、これは扶桑町と協定を結ばれて、どのような料金を向こうが徴収し、江南市にどういうふうに払うかということで、今回、この時点で平成29年度分の下水道料金を扶桑町の方の分を江南市に受け取るということは、1年分をまとめて今歳入で受けるよという、そういうことなんですよね。
- 水道部下水道課長　　はい、そのとおりでございます。
- 掛布委員　　3万円というのは、何か3件分なんですけど、3万円って何か少な過ぎるような気がするんですけど。
- 水道部下水道課長　　これは、接続した時期の問題でございまして、1年間をフルに徴収すれば確かに3万円は超えますが、今回の場合は、時期ですけど、接続開始が5月と6月と12月になっております。
- 掛布委員　　これ、扶桑町のこの3軒のおうちに対しては、扶桑町の料金体系で扶桑町側がこの3軒から下水道料金を徴収して、それを江南市の料金体系に換算し直して江南市に払ってもらおうと、そういうことでいいんですか。
- 水道部下水道課長　　はい、そのとおりでございます。
- 掛布委員　　そうすると、受益者負担金のことが非常に気になるんですけど、江南市内どこでもそうなんですけど、受益者負担金、市街化区域だったら1平方メートル当たり300円、ここは市街化調整区域なので400円、隣、流し込むほうは山尻住宅なので、いわゆる本当にその区民の方がお金を出して、受益者負担金はゼロだったんだけど、区民の負担ということで1戸当たり44万円の自費負担で下水道を引いた区域なんです。そこにすぐ隣、道を挟んで本当にもう1本の道のこちら側が扶桑町でこちら側が江南市山尻町なんですけど、その区民が1戸当たり44万円も出して引いた下水道管に流入させる。下水道料金はもちろん払ってもらって、それが江南市に入ってくるわけなんですけれども、じゃあ受益者負担金はその区域外流入される扶桑町の3軒の方は払われないのかどうかというのはどうなっているんでしょう。
- 水道部下水道課長　　今回の場合は、議決を伴った、要は取りつけ管を江南市が扶桑町へつける場合には、これは議決を受けて供用開始の区域にするべ

きところですけど、今回の取り付け管については扶桑町が施工したもので、この場合は民法の第656条が適用されて準委任という形になりますので、この場合は公示をすることはできません。要は公権力の行使をしないということですので、江南市が受益者負担金を取ることはできないということになります。

○掛布委員　　取り付け管はその3軒のおうちの方の負担でつけたわけじゃなくて扶桑町が扶桑町のお金でつけた、そういうことなんですか。

○水道部下水道課長　　これは江南市も同様なんですけれど、区域外流入の場合は、個人さんが取り付け管を設置して、この場合は扶桑町のほうに帰属するという形で、扶桑町管理の取り付け管というということになります。

○掛布委員　　わかりました。

　　そうすると、個人さんがやられて扶桑町に帰属している取り付け管という、そういうことなんですね。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございます。

○掛布委員　　そうすると、今、民法の準委任って、これも事前に説明してもらっていてまた質問していて申しわけないんですけど、そうすると下水道のこの3軒のうちは、供用開始区域というふうにもならないので、いわゆる受益者負担金を払いなさいよとかそういうことが言えないという、そういうことなんですか。

○水道部下水道課長　　この受益者負担金については、扶桑町側に納めるということで、江南市側には納められないということになります。

○掛布委員　　そうすると、扶桑町側は納めてもらっておるんですかね。扶桑町は市街化区域では受益者負担金という制度を持っていると思うんですけど、ここは調整区域なので、扶桑町の調整区域については受益者負担金の額の取り決めというのは、その区域区域で市街化調整区域でまとまってつけた地域地域によって違うから、これはぽろっと3軒だけつけたような場合に対する受益者負担金の決めというのは、扶桑町は持っていないと思うんで、徴収できないと思うんですけど、扶桑町としては。

○水道部下水道課長　　これは扶桑町の物件でございますので余り答えることはできませんけれど、過去の事例を見ますと、調整区域についても400円を

徴収していると思います。

- 掛布委員 何かすごい不合理だなと思って。もし扶桑町が徴収しているんだったら、料金と同じようにそれを江南市側に払ってくれないと、特に流し込まれるほうは市が下水道工事をやった部分じゃないので、本当に地元の人たちが苦勞して苦勞して、下水道課の皆さんにもすごい苦勞していただいたんですけど、やっと引いた下水道ですので、そこに下水道料金だけで受益者負担金が全然入ってこない状態で区域外流入がなっていくというのは、何かしっくりこないなあというか、納得できないなあという思いがあるんです。

というのは、もう真ん中に走っているのは江南市の市道ですよ。江南市の市道に入っている管で、だあっともう家が扶桑町側も同じ側の山尻町の住宅と同じように家がざあっと全部続いていますから、今、3軒たまたま入ったけど、残りがばあっと全部片っ端から入ってくる、区域外流入してくる可能性が今後あるので、受益者負担金の扱いについて、ちょっと扶桑町側と再度協議していただいて、江南市側が受け取れるようにしていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

- 水道部下水道課長 これはあくまでも条例に基づいてやっていますし、下水道法も事業認可を打たないと受益者負担金は取れないという仕組みになっています。江森・山尻については、これは国費を投入して公共下水道として整備したものですので、その辺は地元にもそういったことは考えられますよということは事前に伝えてありますので、それは問題がないかと思えますし、江南市も逆に扶桑町にお世話になることもありますので、それはそれぞれ法に基づいて徴収できるものはできる、できないものはできないということで判断しております。

- 掛布委員 江南市もほかの市町にお世話になるというんですけど、江南市の人で隣接する他市町の下水道管に区域外流入させてもらっているケースというのはあるんでしょうか。

- 水道部下水道課長 実はこの江森地区で1軒だけあります。

- 委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

- 掛布委員 193ページのところで、東議員が本会議で議案質疑したんです

けれども、1点、今回の2カ年の継続費で大幅な減額、入札差金だよということなんですけど、事業費の中の原材料費、工事用の資材、これはマンホールのふただということなんですけど、マンホールのふたも入札差金なんですか。

○水道部下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○掛布委員 これって市がまとめて買って工事業者に渡している、そういうものだと思っていたんですけど、これはどういうふうな入札になっているんでしょう。一回一回の工事をやるごとにその分だけ入札をかけて、マンホールのふたを市が買って、必要な分を工事業者に渡してあげるというか、配っているというか、そういうものなのか。まとめてぼーんと市が何年分見越して、これからどんどん下水道を整備していくので、何年分もまとめてマンホールのふたを発注するという、そういうことは無理なんですかね。

○水道部下水道課長 これは2年間まとめて単価に基づく総価契約、要は単価が、ふたの種類としては7種類あるんですけど、例えば口径別であったり、荷重別、これが7種類ありまして、それぞれを単価契約でやって、最低価格のところと総価で契約する、枚数に応じてということになります。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前10時53分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第22号の審査の中、掛布委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○環境課長 先ほど、愛北広域事務組合関係事業のうちの議会運営費負担金の減額の理由について答弁を保留しておりましたが、理由につきましては、平成28年度からの議会費の繰越金の増額計上によるものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第25号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第25号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の197ページをお願いいたします。

議案第25号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、198ページから203ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

204ページ、205ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細といたしまして、収益的支出につきまして、1款2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

はねていただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款3項1目負担金を掲げております。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費及び2目水道建設改良費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成29年度3月補正予算説明書の10ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　206ページ、207ページの配水管布設がえの工事で減額ということなんですけれども、これは排水路工事のまちづくり課のほうの予算では、平成29年度に完成部分と繰越明許というふうになっているんですけれども、水道は減額というのはどうしてなんですか。

○水道事業水道部水道課長　担当課と調整をしました結果、まだ工事が終わらないことには配水管の本格復旧、最終復旧はできませんので、その部分について今回減額補正をお願いしているものでございます。

○掛布委員　要するに、平成30年度中に今繰越明許の部分も含めて、排水管の工事が終わった後、水道管の復旧というのが平成30年度中に難しいという判断で減額にしたと、そういうことなんですか。ちょっと違う。

○水道事業水道部水道課長　今年度できないということで、平成30年度に新たに施工いたしますことから、今回減額しております。

○掛布委員　そうすると、水道会計は一回一回年度ごとに減額して、また計上し直すと、そういうことでやっているわけなんですか。

○水道事業水道部水道課長　基本的には単年度でやっております。今回、補償費も絡む関係上、補償費をまちづくり課のほうで減額いたしておりますので、それと合わせまして水道事業におきましても減額いたしております。補償費を減額したことによる工事費も一緒に減額させていただいております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第4条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

橋りょう長寿命化事業

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

○委員長 続きまして、議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、

水道部の所管に属する歳出、第4条 地方債のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）、水環境整備事業（宮田導水路地区）、橋りょう長寿命化事業、街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業についてを議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長　それでは、議案第26号のうち、市民サービス課の予算につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、平成30年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の24ページ、25ページ上段をお願いいたします。

12款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、32ページ、33ページ上段をお願いいたします。

12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料ほか3件でございます。

次に、36ページ、37ページ中段をお願いいたします。

13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金及び交付事務費補助金でございます。

次に、38ページ、39ページ下段をお願いいたします。

13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、44ページ、45ページ上段をお願いいたします。

14款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、48ページ、49ページ中段をお願いいたします。

14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、58ページ、59ページ中段をお願いいたします。

19款5項2目10節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

次に、60ページ、61ページ中段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか4件でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、はねていただきまして、88ページ、89ページ下段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館高齢者対応事業から95ページの中段、市民相談事業まででございます。

次にはねていただきまして、144ページ、145ページ中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から151ページ上段、住民基本台帳等窓口事業（支所）までが市民サービス課の所管となります。

次に、大きくはねていただきまして、314ページ、315ページをお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費でございます。このページの中段、いこまいC A R 運行事業から最下段の公共交通維持確保事業まででございます。この4事業につきましては、組織再編により所管が市民サービス課から都市計画課へ変更となる事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山委員　歳入にも歳出も両方入っていますけれども、マイナンバーの問題なんですけれども、これも前、本会議の一般質問か議案質疑かちょっと覚えていないですけど、問題になったと思うんですけど、それぞれ家族であったとしてもそれぞれ別々に送りましたよね、あれ、たしか。それで受取拒否なのか、いないのかどうか知らないんですけど、返送されてきて、それが結構あるよという話だったと思うんですけど、それ以降って何かその御本人さんに

渡すような取り組みはされたんですか。

- 市民サービス課長　　今、委員の質問2点ございまして、まず1点目は、どういうふうにしたかというところがあると思います。これは世帯へまず1通送らせていただきました。新たな取り組みということでございますけれども、通知というのは書留で当時送っておるものですから、なかなか本人の申し出がないと現地調査までというのもちよっと困難な部分もありますし、実際、郵便局の方が回ってもないぐらいなものですから、職員が回ってもなかなかないということで、やっぱり通知カードの交付というのは難しい部分がございますけれども、もう一つ、カードそのものを問題としまして、つくったけれども取りに来ないという方も中にはお見えになります。そうした方々については、国のほうは、ある程度期間を決めて、もちろん連絡をした上で、廃棄をしてもいいよということもありますものですから、そういったことも視野に入れながら、今後市民サービス課としては取り組む必要があるのかなあというふうに考えております。
- 山委員　　それを書留で送っても届かないということは、そこに住居、住んでいる実態がないということなんですか。あるいはずっと不在で御本人さんは必要性も感じなくて取りに来ないとか、そういうことなんですか、どういうことなんですか。
- 市民サービス課長　　今、委員がおっしゃるように両方のパターンがあると思います。うちがあっても取りに来ない、ないしは留守になってしまっているとか、実際、住民票があってもそこに見えない方も現実的にはありますものですから、そういった方々が取りに来ていない方が多いのではないかなあというふうに考えております。
- 山委員　　実際、今市民サービス課のほうで預かっているというか、そのまま保管しているというのはどれぐらいあるんですか。
- 市民サービス課長　　済みません、今、ちょっと数字を持ち合わせておりませんですから、後ほど確認してお知らせをさせていただきます。申しわけございません。
- 山委員　　もう一点、歳入のほうで細かいんで申しわけないんですけど、雑入のところ、19款、61ページの中段です。この地方庁推奨事業費助成金とい

うのがあるんですけど、3万円というわずかな金額ですけれども、この地方庁というのはどういうことですか。何か国が中央から地方にいろいろ仕事を渡したりとか、そういう話なんですか。

○市民サービス課長 [※] 国のほうが進めておる事業の一つの中で、実際、江南市の場合は消費生活展のときに品物、そういった消費生活にかかわる標語を入れた、今回の場合ですと、ホイッスルであったりとか附箋を配って、子供たちとか実際そういった来館された方々にそういったことを啓発するための事業ということで、例年行っております。過去にはカイロであったりとか鉛筆であったりとか、そういったものを標語等を入れまして啓発をしておるといった事業でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 315ページの中段のところのいこまいCAR運行事業の運行事業費負担金の3,568万4,000円なんですけど、予算立てに当たって、これは年間何便の利用があるというふうに見込んで立ててあるんでしょうか。

それと、平成29年度でもう締めていると思うんですけども、平成29年度の実績は何便だったんでしょう。

○市民サービス課長 まず1点目でございますけれども、予定しております便数でございますが、5万9,000便ということでございます。これは例年の伸び率を換算しまして5万9,000便ということで今回出しております。

もう一点御質問がございまして、現状でございますけれども、一応本年につきましては、今、12月末現在で4万1,966便でございますので、約4万2,000便ということでございます。

○掛布委員 それは1月から12月で4万1,966便という。違う、4月からですね。わかりました。それのもうちょっとふえるということですね。

新年度、名鉄バス路線とかいこまいCARのモニタリングをして、それを評価していくということをやられると思うんですけども、例えばモニタリングの評価指標は、いこまいCARの場合、たしか市の負担額の推移ということなんですけど、市の負担額といったらこれですよね、予算でいくと3,568万4,000円がどう伸びるかなあという。何かちょっと視点が市民目線じゃ全然ないなあと思うんです。やっぱり高くて本当に気軽に利用できるもの

※ 後刻訂正発言あり

じゃないよというところが一番問題なので、そこに焦点を当てたモニタリングの指標にしないと、例えば利用1便当たり市が負担幾らじゃなくて、市民が幾ら負担しているのかとか、それがどう変わっていったのかとか、そういうふうに指標を変えないといけないと思うんですけど、どうなのでしょう。

○市民サービス課長　いこまいCARというのは、皆さん御存じのように始点と終点が違いますので、先ほど便数は申し上げましたけれども、1便当たり予算の見込みとしましては1,270円ということで見込んでおります。ですので、当然バスというのは基本的に始点と終点は決まっています。乗れる人数も決まっています。いこまいCARも決まっていますけれども、そうした中で、いこまいCARの利便性というのは、前日までに予約をしていただければ、ドア・ツー・ドア、行きたいところから行きたいところまで、市内までは行けるということなので、コミュニティバスであったりとか、一般のバスと同じような扱いにはなかなかいかない。既にその時点で相当な利便性というのは図られておるものですから、それがどうしてもちょっと費用というところに充てられますし、タクシーの事業者にどうしてもその必要な経費ということで、その部分がありますけれども、ただしその部分につきましてはお迎え料金を含めてプラス半額のところで行ければ、自由に移動ができるということで、突発的な移動は難しいかもしれないですけれども、そういったいわゆる利用者の自由度というのを上げているものですから、ある程度かかるというところは何とも言いがたいところがありますが、タクシーの半額で乗れるというところは大きな利点であるというふうには考えておりますので、まずは先ほど来申しましたその全体のなかなか数字しか、ちょっと質問と外れてしまったかもしれないですけれども、その一個一個を見たとしても始点と終点が違うものですから、なかなかバスのような把握には至りませんので、まずは全体を見ていく中で、どなたでも乗っていただけるという利便性もあるものですから、全体の推移をはからせていただくということで、今回公共交通の考え方という中でお示しをさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　補正予算で出てきた名鉄バスの補助路線に対する補助金の交付

の予算というのは、今回はバス関連事業の19節の負担金、補助及び交付金ということで、大口町のバス48万円しか載っていないんですけれども、確定した段階でまた来年の3月補正ということで、ここにごんとまた何百万円とかいうのが出てくるということなんですね。

補正のときに言い忘れたんですけど、江南団地線という名目の中に入っているのが、要するに江南駅から江南団地を通過して宮田町のほうを抜けて各務原市の川島町まで行く名鉄バス路線、それも江南団地線というのにまとめてあるんですね。そうすると、市内だけのバス路線へのバス補助かなあとずうっと私は思い込んでいたし、そういう路線図しか示されてこなかったのも、よくよく見たら、川島町まで行っているバスにも江南市は赤字補填の補助金を出しているんだなあということで、それはいわゆる考え方として、例えばいこまいC A Rの場合は市外利用はだめだよという考え方でいっているのに対して、バスの補助は市外まで行っちゃっているのにも江南市は補助を出さなんだよということで、ちょっとおかしいんじゃないかなと。統一性がないと思うんですけど、どうなんですか。

○市民サービス課長　まず、そのなぜ出しているかというルールにつきましては、その要綱がございまして、そこの中でそのところが今のところは入っておるという中で、当然江南市から乗られれば江南市に帰ってくるということが基本でありますものですから、その部分については、そのルールの中で定められておるので、それはある意味仕方がないというふうには考えております。

また、その便につきましては、当然一宮市に行ったりとか、今委員が言われたように川島町に行ったりする便では利便性が上がっておりますし、実際、今ほかの便で申し上げますと、一宮市に行っている2便、東野町とか上奈良町を通過していく1便と、滝学園の前を通過していく便につきましては、これも市外に行っておりますけれども、たまたまというんでしょうか、そこではいわゆる利用者の方が今のところは多いものですから、その便というのは名鉄バスのほうから何も言ってみえないですけれども、過去には既に北のほう、名鉄バスが廃線になった部分もございまして、今の段階ではそうなんですけれども、将来にわたってまだどうなるかという約束ではないものですから、

よろしく願いをいたします。

- 掛布委員　　いわゆる補助金の支出の計算式だと何キロ走るかというキロによって長く走るところは当然経費もかかってくるもんだから、乗る人がそれに見合った分だけいないと補助額というのはふえてくるわけですけど、この場合の路線でいくと、江南市外から飛び出して木曾川を渡って各務原市の中を走っていく部分は、それを計算の中に入れて経費も出して補助するというのはちょっとおかしいじゃないかなと思うんですけど。
- 市民サービス課長　　先ほどの少し答弁訂正をさせていただくんですけど、その補助金で見えておるのは江南市内の距離だけ、線としては見ておりますけれども。ただ、さっき言いましたように利便性というのは上がるものですから、実際お金を払っていないところもありますし、いろんな線がある中で江南市の公共交通を担っているよという考え方には変わりませんので、よろしく願いいたします。
- 山委員　　この今の掛布委員の質問の続きですけど、また新年度も交通量調査、バス2日間やるんですけど、それはいつなんですか。まだ決まっていないですか。
- 市民サービス課長　　それは例年5月下旬ということは申し上げられるんですが、補助金を決めるための調査ではなくて、名鉄が実際どれぐらい使っておるかという中でこの全線を見て見ておるものですから、江南市だけ補助金のために調査をしているというものじゃそもそも目的は違うよということは御理解していただきたいということと、例年、今のお答えであれば、5月の下旬の平日2日間ということが統計的には多いのかなあというふうに思っております。
- 山委員　　よその自治体とかほかの路線についてもやっているかやっていないかというのは、ちょっと余り関心がなかったんでおっしゃるとおりだと思いますけど、それでちょっと話は別の話になるんですけど、この315ページの一番最下段に公共交通維持確保事業ということで、予算説明会的时候だったか何かちょっとお話を伺ったのは、地域の自治会だとかが主催する懇談会に講師の先生を派遣してこの問題を考えていきましょうということだと思うんですけども、何か宮田町のほうでそういう動きがあるというような話

もちろっと聞くんですけど、実際、そういう懇談会、地域主体でバスを走らせようとか、デマンド交通をやろうとか、そういう機運というのは醸成されつつあるんですか。

○市民サービス課長　我々として把握している段階では、そういった組織づくりに今取り組もうとしてみえるということで承っております。

○野下委員　315ページの大口町コミュニティバス運行費負担金とありますね、48万円。これの内訳をちょっと教えてもらえますか。

○市民サービス課長　大口町のコミュニティバスは2路線ございます。江南駅から出発するものと、往復でございますけれども、布袋駅から出発するものと2路線ございまして、その中にバス停が4カ所ございます、江南市内に。1カ所1万円ということで、月払いが。それで12カ月で48万円という計算でございます。

○野下委員　ですからバス停の関連のみということで、簡単に言うと、大口町が運営しているこのコミュニティバスの運行費、実際の運行費という負担はないということですね。

○市民サービス課長　そのとおりでございます。

○野下委員　バス停という形ですけど、今後、万が一ここのバスの便をもうちょっとふやすというようなことになる場合は、やっぱりそのバスの実際の運行費というものの負担というのはかかってくるんでしょうか。大口町との協議になると思いますけれども、万が一そういうことになった場合には、そういう運行費も関係しているかどうかということ、どういう状況になりそうですかね。

○市民サービス課長　現段階ではそういった増便のお話は聞いておらんですけども、今の段階でお答えするとすれば、現段階でそういった運行費に対する負担というのは江南市で行っておりませんので、ふえないものであろうというふうに考えております。

○野下委員　これは要望になりますけど、この2つの路線があるんですけども、この路線に関して、今4便です、1日に。ですので、足の確保を考えますと、その便を、路線にもよりますが、もうちょっと増便をという話もやっぱりありますので、それでちょっと聞いたんですね。それは運行費のほ

うにかかってくるかもわかりませんが、今後、これは大口町との協議の題材にちょっと乗せていただきたいと、これは希望です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○掛布委員 同し315ページの一歩下段の公共交通維持確保事業の報償費29万5,000円の内訳なんですけれども、これも議案質疑で東議員が聞いていましたけれども、これは公共交通会議の13人の方の謝礼2回分、1回5,000円なんですかね、13万円と、残りの16万5,000円は地域への懇談会開催へアドバイザーを派遣する5回分16万5,000円という答弁だと思ひんですけど、5回で16万5,000円ということは、単純に割ると1回3万5,000円になっちゃうんですけど、1回3万5,000円っていかにも何か高いと思ひんですけど、めちゃくちゃ高くないですか。

○市民サービス課長 答弁でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、それぞれということで、内訳で申し上げますと、学識経験者ということで1万1,000円の2時間の5回。そういった地元の地区、今、コミュニティバスを走らせてみえるような方の地区の代表者であったりとか、そういった方々に5,500円掛ける2時間の5回ということで、延べでいいますと、10名の方に2時間ずつしゃべってもらおうという予算の組み立てをしております。

○掛布委員 そうすると3万5,000円はお一人に対してではなくて、いろいろな組み合わせで、他の地域から成功事例とかそういうのをしゃべってもらひ人も含むよと、そういうことなんですな。

今はじゃあ実際に、もしこういうことが動き出した場合に、出かけていってもらひたいなと想定している、懇談会に派遣いただく学識経験者とかそれぞれの地区の方というのは大体当たってもらひているんですか。もし当たってもらひているなら、どこの方とかどこの地区の方を予定してみえるのかなと思ひまして。

○市民サービス課長 今の御質問の中でお答えしますと、まだ具体的には決まっておりますが、やはりもしそういったお話になれば、その講師を派遣する前に、これも議場でお話しさせてもらひましたけれども、職員がまず行ってお手伝いをさせていただくというところがありますもんですから、その中で調整をさせていただいて、その地区というんでしょうか、手が挙が

ったところにふさわしい方を選定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　149ページの中ほどの個人番号カードの関連なんですけれども、発行予定枚数はどれだけでしょうか。

○市民サービス課長　発行予定枚数という考え方ではなくて、まずこれは国が定めた今の個人番号カードの交付事業費補助金の説明になると思うんですけれども、国が148億5,000万円ということで頭出しをしております。その中でその費用には、今、委員がおっしゃられたような通知カードの作成であったりとか、マイナンバーカードをつくったり発行する業務とか、送ったりするとか、コールセンターの事業とか、いろいろなものを含めて、国全体で今の148億5,000万円というのが上がっておりまして、これを江南市の人口割で出したものの数値をここにお載せしておりますもんですから、具体的にその発行枚数を幾つに決めて積み上げているというものではございませんので、よろしく願いいたします。失礼いたしました。

○掛布委員　そうすると、市に割り振ると何枚ぐらいかなということは、大体どれくらいになるかなというのはどうですか。

○市民サービス課長　国が今の必要とする経費も入っておりますので、先ほど言いましたように、コールセンターであったりとか、マイナンバーカードの製造というようなものも、市から、いただいた上で払うという形になりますので、枚数については今のところ決まっているわけではございませんけれども、実績で申し上げますと、今のところ、2月末で約1万800枚程度出ておりますもんですから、今後どれだけ伸びるかというのはちょっとなかなか難しいですけれども、今年度、参考に申し上げますと、市への納品枚数が、J-LISといまして地方公共団体情報システム機構から送られてきた枚数が1,175枚ということですので、これに近い数字になるのではないのかなあというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審

査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課が所管いたします予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。26ページ、27ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

48ページ、49ページ最下段の14款3項5目商工費委託金、1節商工費委託金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

54ページ、55ページ中段の17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

56ページ、57ページ中段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

58ページ、59ページ下段の19款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にございます商工観光課の関係4項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

268ページ、269ページをお願いいたします。

268ページ、269ページ最上段から、はねていただきまして270ページ、271ページ中段まで、5款1項1目労働費でございます。

はねていただきまして、284ページ、285ページをお願いいたします。

284ページ、285ページ上段から290ページ、291ページ中段まで、7款1項1目商工費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員 何点かお尋ねしたいんですけど、歳入と歳出両方絡むことなんですけど、歳入の57ページの小規模企業等振興資金云々と、これはどこから入ってくるものなんですか。どこからというか。

○商工観光課長 これは愛知県の制度であります、小規模企業等振興資金融資制度でございます。そちらの融資制度に当たりまして、江南市から預託金を市内の各金融機関のほうに預託金として預けております。それに対して融資額というのが決定するわけでありまして、こちらのほう、基本的には4月1日に預け入れをしまして、翌年の3月31日に市のほうへ戻されるということでありまして、その金額というのが小規模企業等につきましては2億2,000万円で、プラス定期預金につきましては利息がつくもんですから、その分も含めて予算計上しておるということでございます。

○幅委員 この平成30年度の予算の収入は戻ってくるお金ということなんです。その大もとは県から来ている、国とか、どういう組織から来ているんですか。

○商工観光課長 これは市費ですね。

○幅委員 市費ですか。

もう一つ、これに関係することなんですけど、融資を受けるときは金融機関で諸手続できると思うんですけど、この保証料の補助、僕ももらっているんですけど、信用保証料助成金交付金、これはこの商工観光課が窓口になっているようなんですけども、これはワンストップで金融機関でそういう申請手続を一括するということはできないんですね。

○商工観光課長 制度といたしましては、当然市の制度でございますので、今のところ当然市が窓口ということでやらせていただいております。今後につきましては、金融機関等とちょっと協議が必要になる場所ですので、よろしく願いいたします。

○幅委員 事業者としてはワンストップのほうが手続的にありがたいので、ぜひお願いをしたいなあと思います。

もう少し、269ページの就業相談等運営事業ですけども、これはハローワークとは違うと思うんですけど、具体的にはどういう、この相談員という

のはどういう方がやっていたらいいんですか。

○商工観光課長　こちらのほうは商工観光課の横ですね、隣になります。ワーキングステーション、そちらのほうにハローワーク犬山のほうから2人、そして市のほうから1人相談員をつけております。こちらに計上しておりますのは、市のほうの相談員分の人件費ということになります。

○幅委員　こういう事業なんかは、例えば商工会議所に委託をするというか、そういうことはできないんですか。相談員、この事業自体を、市がやっていることを商工会議所に委託するという。

○商工観光課長　ワーキングステーションにつきましては、ハローワークと市との連携事業でやっておりますので、それを商工会議所に委託するという考えはございませんので、よろしくお願いをいたします。

○幅委員　285ページの創業支援事業、ちょっとこの事業の概要を教えてください。

○商工観光課長　こちらの創業支援事業ですが、新たに補助金を創設しております。

こちらのほうは、市内在住の方が個人もしくは個人で設立する法人が新たに市内で創業されるという場合に、創業に係る開設費用の一部、もしくは市街化区域内に限定になりますが、空き店舗を活用する中で賃料が出てくると思います。こちらの賃料の一部を補助するという制度でございます。

○幅委員　特定創業支援事業とは根っこから違うの、それともどっかで派生をしてくれている事業になるんですか。

○商工観光課長　特定創業支援事業につきましては、江南市が計画書をつくっております創業支援事業計画に位置づけられている事業でございます、実際その事業をやっておりますのは、商工会議所、それと民間の金融機関になりますが、いちい信用金庫、それから東春信用金庫でございます。

○幅委員　その2つの事業というのは、各関係なく進んでいるわけですか。リンクをしているんですか。この創業支援事業と特定創業支援事業というのは。

○商工観光課長　特定創業支援事業につきましては、先ほども申し上げましたように、市が作り出した創業支援事業計画に位置づけられた事業という

ことですがけれども、この事業といいますのは、先ほど言った商工会議所もしくは民間の金融機関が行います継続的な創業支援の中で経営、財務、人材育成、それから販路開拓と経営者に必要なそういった知識を身につけていただくという事業でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　285ページの企業誘致のところですけど、この中で、287ページのほうを先に聞きたいんですけど、この中で負担金、補助及び交付金で、中小企業再投資促進奨励金とありますよね、42万7,000円。これをちょっともう一回どういうものかだけ教えていただいて。

○商工観光課長　こちらのほうですけども、6月補正のほうでこちらの奨励金制度で予算計上させていただいておりますが、そちらの中で平成28年度実施した事業ということになるんですが、新たに事業所を新・増設した場合、それに係る固定資産税と都市計画税を3年間奨励金としてお渡しするという制度がありまして、今回ここに上がっておりますのは、2件、市内で新・増設した事業者がございまして、そちらのほうは、初年度は今年度受けておるんですけども、2年目を来年度予算の中で奨励金として計上しておるということでございます。

○野下委員　285ページへちょっと戻りまして、企業誘致ということで安良地区と今市場地区の企業誘致の推進地域というのがありますけれども、1つ決まっております、1つ決まりましたよね。現状で今問い合わせとか進めていけるとかいうのは何件ありますか。

それと、あとこの地域のその後使えそうな土地ってありますよね。地権者が何名か見えるんで複雑かもわかりませんが、そういうのというのはどれぐらいまだ残っているのかと、まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○商工観光課長　新聞報道等に出ておりますし、報告もさせていただいております。芋銀の立地というのは既に決まっております。もう一社、現在、農振除外の手続をしておる、行政手続に入っております。そのほかということになりますと、現状確定しておるところはございませんが、立地相談的なものはまだまだ結構ございまして、ただやっぱり面積要件とかいわゆる開発要件に満たないというような物件もあつたりとか、現在進行形で進んでおるも

のもあるんですけれども、ただそういったものはまだ確定したわけじゃありませんので、ちょっとこの場で申し上げることはできませんけれども、現在進行形で動いているのもあることはあります。

あと、残りの地権者の意向確認等によりますと、商工観光課として考えております区画としては、あと3区画ぐらいは、区画というのは道路で囲まれた区画ですね。3区画ぐらいはまだ立地ができるのではないかというふうに考えております。

○野下委員　この事業は市長の肝いりの事業になっています。今、まだ何とか立地の可能性があるのは3区画という話なんですけど、実際にいろんな条件で、当然地主さんとの折衝とかもあってまとめるのは結構大変かもわかりませんが、この事業は、言いづらいかもわかりませんが、いつまでに、簡単に言うと、この区画、3区画ありますけど、いつまでそれを有効的なところを使おうとしてみえるのか、答弁できたら。

○商工観光課長　いつまでというものは明確にちょっとお答えはできませんが、我々サイドとしては、そんな長期にわたってやるような事業ではないというふうに認識をしておりますので、3年ぐらいをめどに安良地区の企業誘致というのは戸締まりをしたいというふうには思っております。

○野下委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○古池委員　27ページの歳入のほうですけど、真ん中の商工観光課、すいとぴあ江南目的外使用料の駐車場16台、これはどこのことを言っているんですかね。

○商工観光課長　この16台というのは、すいとぴあ江南の従業員が目的外使用、使用料を払ってとめているということでございますので、その分のお金ということになります。

○古池委員　このすいとぴあ江南は指定管理になっているんですけど、そういう場合でも従業員の駐車場のあれは取るわけですか。

○商工観光課長　はい、取ります。

○古池委員　本来なら、全部指定管理へ渡しているわけですから、取るというのはちょっとおかしくないのかなあとと思いますが、いかがなものでしょう。

○商工観光課長 指定管のほうにはもちろん管理運営のほうをお願いしておりますが、その使用目的以外で使うということですので、これは別に取ってもいいんじゃないかなというふうに考えますけれども。

○古池委員 これはそういう契約書というんですか、そういう中にはうたってあったんですかね、確認だけお願いします。

○商工観光課長 ちょっとまた調べまして後ほど御回答させていただきます。

○古池委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑は。

○掛布委員 271ページのすいとびあ江南施設改修事業で、今回宿泊室の改修と冷温水発生機の改修なんですけれども、再配置計画のところかな、総合管理計画かな、何か読んでいたら、天井の構造部材がかえないとまずいというか、それが書いてあったんですけれども、大きなこれから必要となってくる改修工事というのは、どんなものがどれほどあるのかなあというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○商工観光課長 一応実行計画上の話ですが、平成31年度につきましては、1階、2階のトイレ改修、それからレストランの内装改修、給湯ボイラー、これは機械室になりますが、そちらのほうの改修工事を予定しております。こちらのほうにつきましては5,382万9,000円ということで、実行計画上は今上げております。

あと平成32年度につきましては、中央監視受信機取りかえ工事、セキュリティー設備取りかえ工事ということで1,037万3,000円ということで、現在実行計画では上げさせていただいております。

○掛布委員 総合管理計画の中にあった、いわゆるつり天井じゃないけど、とにかく天井がまずいというか、落ちてくるというか、そんなような表現で、これは大変なのがまだ直っていないなと思っちゃったんですけれども、それはどこのことなんでしょう。

○商工観光課長 多目的ホールですね。

○掛布委員 そうすると、いわゆる耐震がないということでおっこちてくる可能性があるのでは直さないといけないという、そういうことなんです、多目的ホールの天井というのは。

○商工観光課長 落ちてくるかどうかということですのでけれども、当時の基準では当然クリアしておいた構造物ですので、現状の基準に合わないということになりますので、落ちる落ちないという判断ではないと思いますが。

○掛布委員 基準に合わないということね。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後0時05分 休 憩

午後1時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 先ほど古池委員のほうから御質問のありました指定管理者の駐車場料金徴収の根拠というところでお答えできませんでしたので、答弁をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、江南市職員等の通勤用自動車に係る行政財産使用許可及び使用料に関する要綱がございます。その第1条に規定されておりますが、職員等につきましては、江南市に任用されている職員並びに江南市の施設に就業している受託業者及び指定管理者の従業員というふうに規定がされておりますので、こちらを根拠に徴収をしていくということでございます。

○古池委員 明記されているわけですね。はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山委員 270ページ、271ページのすいとぴあ江南について、先ほど掛布委員も質問されておられましたけど、指定管理でまた今後5年間はやっていくわけですね。公共施設の再配置の問題があって、再配置の中の目玉というか、議論の主な争点というか、議論の一つがこのすいとぴあ江南だと思うんですけども、つり天井が落ちてくるだとかどうかという話も先ほどありましたけれども、5年間は指定管理でやるので、その5年間やっていく中で必要最低限のものについては改修工事、この新年度の今回のやつが宿泊室の改修とか、冷温水発生機の改修とか、それはやむなしというか、これもすごい高いなあと思うんですけども、その翌年度平成31年度、平成32年度に予定をされているという工事だとか、それはどうしてもやらないといけないものだというふうに絞り込んでいるんですか。指定管理の今後5年間は、先ほ

ど答弁のあったトイレの改修だとかそういったもの以外はもうないというふうに理解してよろしいですか。

- 商工観光課長　先ほど実行計画で平成31年度、平成32年度までちょっと御説明差し上げましたが、こちらのほうにつきましては、所管しております商工観光課のほうで指定管理者と協議をしまして更新計画の中で順次やっていくものを決めて進めているわけでありまして、これで再配置計画というのができるという中で、確かに必要最低限というところからすると、例えばトイレの改修とか、レストランの改修、内装の改修とか、そういったものが本当に必要かという議論は確かに今後出てくるかなというふうには思っております。

現状、当然実行計画も上がっておりますので、市の内部では今のところは認められているというふうに考えておりますけれども、当然、そういった再配置の計画とも照らし合わせながら、こういった方針、事業というのを進めていかなければいけないというふうには考えております。

- 山委員　これは決定じゃないですけど、方向性として、例えば廃止だとか、民間譲渡だとかというような意見も出ているわけですので、もう何十年も維持できるかどうかかわからないような施設に、何千万円とお金をつぎ込むということはやっぱり慎重でなきゃならないというふうに思いますが、例の再配置なんですけれども、全庁的に行政経営課に担当を置いて進めていくということにはなっているんですけども、担当課としてこのすいとびあ江南をどうしていくのかという議論をしていかなきゃいけないと思うんですけども、考えていかなきゃならないと思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えていくのかということ。

- 商工観光課長　所管します商工観光課としては、この再配置の計画によって将来すいとびあ江南が売却もしくは廃止という方針が出ておりますので、どうなっていくかはちょっとわかりませんが、少なくとも次の第4期の指定管というのは当然決めていくというような方針が出ておりますので、少なくとも6年間は、すいとびあ江南の管理運営をしていくということですので、当然サービスの低下にならないような内容を十分に考えながら進めないといけないということで、再配置に対しての意見というのはちょっと差し控えさ

せていただきたいと思います。

○山委員 差し控えたい。

6年はこれをやっていくわけですね。その範囲内だったら修繕だとか、改修というのは理解するんですけど、逆に言うと6年間の猶予というか、期間が与えられているんで、その中で方向性を決めていかなきゃいけないと思うんですけども、それは担当課の中で議論を始めていくということですか。ほかの行政経営課とか、ほかの他課ともいろいろ協議することが必要だと思うんですけど。

○商工観光課長 その辺としてはまだ示されていないというふうに認識しておりますので、廃止、売却を進めるのは、実際に商工観光課で進めていくのかどうかというのは決まっていないというふうに認識しておりますので、ちょっとそれ以上はお答えできないということでございます。

○山委員 あともう一点、商工費のほうでちょっと確認をさせていただきたいんですけど、286、287ページ、商店街のほうに対しての補助金で街路灯、電灯のやつはわかるんですけども、あとの4項目はどういう内容なのか、補助金の内容というのは。

○商工観光課長 一番最初にあります街路灯等電灯料補助金につきましては、商店街が使用しております街路灯の電気代に対する補助金を出しているというものでございます。

その次の商業活性化推進事業費補助金につきましては、商工会議所が主宰しておりますが、商業活性化推進協議会の事業費に対する補助金というものでございます。

その下の工業振興対策事業費補助金、こちらのほうも商工会議所が主宰しております工業振興対策推進協議会、そちらのほうの事業費に対する補助金でございます。

その次の商業団体等共同事業費補助金ですが、こちらのほうは、江南商店街連合会が江南市民サマーフェスタのほうで行います販売促進事業に対する補助金というものでございます。

一番最後、商業団体等共同施設事業費補助金、こちらのほうは、商店街が使用しております、この予算上は街路灯のLED化に対する工事費に対する

補助金というものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○古池委員　291ページ、観光協会事業についてですけど、たまたまここ四、五日の報道で話題になっておりますけど、徳島市の阿波踊りの事業が観光協会で赤字が相当出ているということで取りやめにしようとかという話が出ていますが、この観光協会というのは、多分、商工会議所と市と一緒に協会をつくっているいろんな観光行政をやっておるんだと思いますが、どういう、独立しているのか、例えば今の赤字が出た場合、今まで多分出ていないと思うんですが、そういうようなときにはどういうような対応をされているのか。これは補助金を出してやっているわけですね。その辺の内容的なことについてちょっと教えてください。

○商工観光課長　まず、江南市観光協会の場合は、事務局を江南市の商工観光課がやっております。独立しておるかしていないかというお話ですと、独立していないと。市の組織の一部というふうに言ってもいいかと思えます。

徳島市の場合は、恐らく法人がされたそういった団体が運営されてみえる観光協会だと思いますので、それとはちょっと性質上が違うのかなというふうに思います。

運営費に関しましては、当然、会員のほうから会費もいただいております。あとは、こちらのほうに計上させていただいております江南市からの補助金というところで運営をしているというところでございます。

○古池委員　そうしますと、例えば市のほうからは410万6,000円。独立していないとはいいながら、決算なんかは報告がありますね。商工会議所のほうからは、どれくらいの割合で補助が出ているのか。その範囲内でやってみえると思うんですが、それとさっき言った今まで赤字といいますか、そういうのがあったかどうか。あったとしたら、どのような方法で補填されたのかということですか。

○商工観光課長　歳入のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように会員からの会費、それから市からの補助金ですね。あと、協賛金ということで、江南ライオンズさんと江南ロータリークラブさんですね。それから、江南金融協会のほうからも協賛金という形でいただいております。こちらのほ

うは、藤まつりの協賛というところでいただいております。

過去に赤字があったかどうかというのは、ちょっと全て把握できておりませんが、少なくとも私が知っている限りそういった赤字補填をしたということはありません。

○古池委員 わかりました。

ということは、徳島市のようにいろんな問題が出るということはなさそうだといいことでよろしいでしょうか。

○商工観光課長 そういうふうに考えていただければ結構だと思います。

○古池委員 頑張ってください。

○山委員 今の観光協会の話でちょっともう一つだけ伺いたいですけれども、事務局は商工観光課に置かれていますよね。これはここだけの問題じゃないですけど、市役所の担当課に事務局を置くというのは結構ありますよね、ほかにも。課でも少なからずあると思うんですけど。事務局の仕事って結構負担になると思うんですけども、例えば商工会議所とかそういう観光に関するような団体だとかがあるかどうか知りませんが、そういったところに事務局をやってもらうことはできないんですか。

○商工観光課長 できるかできないかという話ですと、もちろん独立した形で、例えば商工会議所の中にそういった観光協会というのを置くことは可能だとは思いますが。

ただ現在は、江南市の場合はどっちかというところとそういう考えではなくて、市のほうが運営していくという考えでおりますので、可能か可能じゃないかというところ、それは可能だとは思いますが。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで、先ほどの午前中の市民サービス課の審査の中で、山委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○市民サービス課長 午前中、マイナンバーに関する質疑のところでございまして、通知カードが郵便局から戻ってきたときの在庫枚数等の質問があったかと思っております。先ほど調べてまいりましてお答えをさせていただきますの

で、よろしくお願ひいたします。

戻ってきた枚数の総計でございますけれども、本年3月5日現在で3,438枚、そのうち相手方、送り先がわかった数が2,730枚、現在、市で保管しておりますのはその差し引きで708枚ということでございます。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○委員長 続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○農政課長 それでは、議案第26号 平成30年度一般会計予算のうち農政課が所管する予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

32、33ページをお願ひいたします。

32、33ページ下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、46、47ページをお願ひいたします。

46、47ページ下段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

はねていただきまして、48、49ページをお願ひいたします。

14款3項4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金でございます。

はねていただきまして、50、51ページをお願ひいたします。

14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に、56、57ページをお願ひいたします。

56、57ページ中段の19款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、58、59ページをお願ひいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち説明欄にございます農政課の関係2項目でございます。

次に、62、63ページをお願ひいたします。

62、63ページ下段の20款1項3目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

270、271ページをお願いいたします。

270、271ページ下段から282、283ページまで、6款1項1目農業費でございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の21ページから26ページにかけまして、県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業など、その箇所の位置図を掲げてございますので御参照賜りたいと存じます。

また、第4条の地方債につきましては、予算書14ページの第4表 地方債に掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 283ページの農業農村整備事業はそうですね、ここの管轄でいいですか。

これは農道の道路改良工事ということで考えていいんですよね。

○農政課長 地道、いわゆる未舗装道路の道路を舗装するという事業でございます。

○野下委員 この事業は、土木課がやるのではなくて農政課のほうで実施をするという予算になっていますから、それは間違いないという形でよろしいんですか。

○農政課長 この補助がありまして、それが農林サイドからの補助がございます。そちらのほうの補助をいただいて、未舗装道路を舗装するという。

これは農政課が工事しまして、あと工事が終わりましたら、土木課のほうで維持管理をしていただくということです。

○野下委員 そういう意味ですね。

今回は、木賀東地区で今回予算が出ておりますけれども、そのほかにも要望というのは多分あると思うんですけど、それは何件ぐらいあって、そういうのはまた持ち越したら、再度そういうのは申請なりしなくてもそのまま持ち越しが生きているのかという、この2点について。

○農政課長 これは土木課のほうと同じになりますけど、地元から要望書をいただきまして、その要望書を課のほうでストックしております。

順番ですけれども、うちの課が現地を見てきて、優先度が高い、いわゆる農道整備ですので、農作業でよく使う道路という形で優先して決めさせていただいています。

○野下委員　　もう一点、さっきの何件ぐらいまだあるかというのはわかりますか。

○農政課長　　ちょっと調べてみないとそれはわかりません。

○野下委員　　わかりました。また教えてください。

○委員長　　ほかにありませんか。

○掛布委員　　281ページの中ほど、ちょっと下のところにあります宮田導水路上部整備事業なんですけれども、工事請負費というのは、市が単市でやる事業で、側道整備というか管理用道路の整備ということでいいんでしょうか。

○農政課長　　宮田導水路に関しまして、断面からいいますと、宮田導水路がボックスになりました。その上に遊歩道をつくるのと、下流を見て、右岸、左岸、右岸側も県のほうの事業でやっていただきます。左岸側が管理用道路ということで、それは市が実施するものでございます。

○掛布委員　　この1,006万1,000円は、左岸側の管理用道路を市が施工する、単市でやるという事業。

○農政課長　　ここに書いてあります15節の工事請負費の1,006万1,000円は、先ほど言いました市が行う管理用道路でございます。

○掛布委員　　左岸ですね。

その下の19節の負担金、補助及び交付金の3,150万円は、県事業としてやる、今回だと929メートル分ですか、資料でいくと25ページの参考資料の地図でいくと、この925メートル分の遊歩道と植栽の市の負担分4分の1と、そういうことなんですね。

○農政課長　　そのとおりでございます。

○掛布委員　　そうすると、実際に左岸側の側道もでき、遊歩道もできて、この事業が終わってでき上がって、これまでにでき上がっている部分を足すと、総延長4.4キロメートルでしたか、4キロメートルちょっとのうちの完成するのは何メートルというのか、何%分になるんでしょうか。

○農政課長　　県が行う事業と市が行う事業、県が先行して次年度に管理用道

路を施行していくということになりますので、実際は、この図面でいいますと、点線の管理用道路のところを来年度施工しますと、その点線のところが全部できると、左岸も右岸も。実線のところはまだ管理用道路ができていませんので、まだその部分は平成30年度の実施施工で31年度に施工する予定という形になります。

今の延長でいいますと、県の事業だけの進捗でいきますと、総延長が先ほど言いましたように4,250メートルございます。延長の進捗率でいきますと、平成30年度で約43%の延長分が完了すると。管理用道路を含めますとまたちよっとおくれますけれども、県の事業だけでいきますとそのぐらい行きます。

○掛布委員 結局、せせらぎ水路の水を流す部分というのは、ほんの下流部分だけに修正されたので、ここに載っている24ページ、25ページのいわゆる測量設計のものにおきますと、今回の遊歩道整備のところは一切せせらぎ水路はないと、そういうことですよね。

○農政課長 この設計委託というのは、管理用道路の委託になります。

せせらぎ水路に関しましては、今ある蘇南公園沿いのところにせせらぎ水路がありまして、あとずうっと上流に行きますとすいとぴあ江南の付近にもう1カ所せせらぎ水路というのを予定しております。そのあと道中はもう遊歩道で全部結ぶという形になりますので、せせらぎ水路はございません。

○委員長 ほかに質疑は。

○山委員 1点お尋ねしたいのは、273ページで、若者というか青年の就農者ということで、担い手が足りないということで補助金を出してやっているわけですがけれども、今、2人か3人かやっておられたんですって。

どういう方に、どういうところをやってもらっているのかということと、また、さらに新たにやってくれる若者がいるのかどうかということ。それは何かやっぱり市としても人を集めたりとか、確保したりとか、努力はされているんですか。

○農政課長 現在、平成29年度までで新規就農は5名見えまして、補助をいただいているという状況でございます。

来年度、平成30年度にまた新規で一応2名予定しております。トータル7人。

市のほうとしましても、新規就農に来ていただければありがたい話ですが、江南市の地域の利便性、畑地かんがい用水が通っているとか、土壌がいいよということで、新規で研修を受けられる施設が江南市に有機農業ですが、あります。そこのところから江南市に来てくださいとか、あと県のほうにもそういう新規就農があれば江南市に来てくださいという、紹介してくださいということでお願いはしている状態です。

○掛布委員　その関係なんですけど、この補助金というのは最高が150万円で、実際に無条件でまず150万円が支給されるわけではなくて、いわゆる後払いだと思うんですけど、しかも基準を超えたらその分全部減額されていくというふうだと思うんですけど、実際に就農しようとする場合は、ほかでもどんな事業でもそうですけれども、まず軍資金が要するというか、元手がないと始まらないので、何もなくて一定の収益を上げるまでにはかなりの資金の投資と期間が要るので、後払いの出し方というのをもうちょっと実態に合ったふうに変えていくということにはできないのでしょうか。

○農政課長　これは国から県に渡って、県から市に入って、市から個人に渡るといいます。実績に応じて払うということになりますので、先ほど言われたように、収入が一定の金額ないと年間150万円いただけるんですが、ある程度収入が逆にふえてきちゃうとその150万円はどんどん減ってくるという制度でございます。

その実績がないとお金が出せないという現状もございまして、先払いというのはなかなか難しいかと思っております。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の平成30年度一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

26ページ、27ページの中段、12款1項3目1節清掃使用料でございます。

次に、32、33ページの中段、12款2項3目2節清掃手数料でございます。
続きまして、40ページ、41ページの中段、13款4項3目2節清掃費交付金
でございます。

次に、46ページ、47ページの中段、14款2項3目1節保健衛生費補助金の
環境課分でございます。

その下、14款2項3目2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、48ページ、49ページの下段、14款3項3目1
節保健衛生費委託金でございます。

1枚はねていただきまして、50ページ、51ページの中段、14款4項2目1
節保健衛生費交付金でございます。

次に、58ページ、59ページの上段、19款5項2目7節可燃ごみ指定袋売捌
代金でございます。

同じページの下段、19款5項2目11節雑入のうち環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

246ページ、247ページの下段、4款1項2目環境保全費で、250ページ、
251ページまででございます。

1枚はねていただきまして、252ページ、253ページの4款2項1目清掃費
で、266ページ、267ページまででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　265ページの浄化槽設置整備事業なんですけれども、補助が3
分の1補助から2分の1補助になったというような説明があったような気が
するんですけれども、それは国の補助が3分の1から2分の1になったとい
う意味なんでしょうか。

あと、いわゆる補助額が大分1基当たりふえているわけなんですけれども、い
わゆる環境配慮型の合併浄化槽というような表現があったと思うんですけれ
ども、それは今までの合併浄化槽とはまた一段と性能がよくなった別の性能
を持った浄化槽ということなんでしょうか。

○環境課長　国の補助の対象とする浄化槽は、今までの通常型の浄化槽から

環境配慮型の浄化槽にすることによって、補助金が3分の1から2分の1に拡大になるというもので、今回、そういった浄化槽を設置する方に対して補助額も国の補助が上がった分だけ上乗せして補助を出すというものでございます。

環境配慮型の浄化槽というのは、今までの浄化槽に比べて、消費電力が10%以上低減しているほか、大きさがコンパクト化されているとか、あとは材料がプラスチック素材で再生プラスチックの部材が多いとか、そういった一定の条件をクリアした浄化槽のものを環境配慮型浄化槽とっております。

○掛布委員　そうすると、これまでの浄化槽をつける場合は、補助はどういうふうになるのでしょうか。

○環境課長　現行、浄化槽をつけられる場合は、売っているものほとんどは現在環境配慮型の浄化槽でありますので、通常型の浄化槽をあえて入れられるという方は想定をしております。

○掛布委員　そうなんですか。

そうすると、地域的に市内どこでも現在、みなし浄化槽とか、くみ取り便槽でやっている人しか対象にはならないんですけれども、例えばもう既に下水道区域に入っているという土地、下水道の認可区域に入っているけど、余り考えられないんですかね。そういう人でも可能なのか、あるいは調整区域だったらもちろんオーケーだと思うんですけれども、調整区域でも一応もう下水道をつけるよというふうに区域を拡大しているわけですけど、そういうところに家がある人でもオーケーなんですか。そういった制限がよくわからないんですけど。

○環境課長　下水道の入る予定の区域には、補助の対象とはしておりません。

○掛布委員　それは下水道、認可区域はもちろんだめなんですけれども、例えば下水道区域の拡大を今やっているんですけれども、その認可区域にもう入っちゃったらもうだめということなんですか。

○環境課長　認可区域は対象外ということでございます。

○野下委員　ちょっと何点かお聞きします。

255ページが一番上の段、ボランティア分別指導員養成講座開設事業とい

うところがありますので、これは資源ごみ等の分別を地域の方にお願いをしてやる人を養成するという事業というふうに見受けられますけど、今、このボランティアの分別指導員というのは、実質何名いらっしゃいますか。

○環境課長 平成29年の現時点で396名でございます。

○野下委員 ありがとうございます。

昨年もちよっとお聞きはしておりましたけど、人数的にちよっとそのときよりふえてみえると思うんですよね。それだけ市のほうも力を入れていらっしゃるということと、それから、各地域のほうでもそれだけ参加してやりましょうという話が強いと思うんですけれども、ボランティアでありますのでなかなか見合うものがないということなんですけど、非常に月2回ということで、暑い日もあれば、ことしなんかはすごい寒い日もあって、早朝からずうっと協力してもらっているんですけど、こういう方に対しまして何か顕彰をしていくとか、そういうような方向を一度考えてもらえないかという話も以前させてもらったと思うんですけど、この点はどうなんでしょうか。

○環境課長 江南市の市政功労者の表彰の中で、15年以上継続してボランティア活動をやっている方に対して表彰する条項があります。そこで、ボランティア分別指導員さんの一番古い方というのが、平成31年度に15年を迎えられる方が14名対象であります。ただ、14名対象の方はお見えになって、継続しているかどうかについては15年、今後、地元の区長さんや地域の方に聞き取りをして調査してまいりますけれども、名簿上は来年、再来年度、平成31年度の市政功労で表彰をしていく予定を考えております。

○野下委員 ありがとうございます。

ということは、ここの方々には15年以上ということは、平成15年ぐらいから多分やっていたらっしゃるという方ですね。わかりました。

もう一点、いいですか。

253ページですけど、ここでごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業があります。ここの中には多分予算には入っていないかもわかりませんが、この一環として食品ロスの取り組みを、ことしの2月5日から9日まで5日間、市役所のロビーと環境事業センターのほうでされていると思いますけれども、この点ちよっとどれぐらいの参加があって、どれぐらい集まっている

かとか、その辺ちょっと報告だけでもしてもらえますか。

- 環境課長　　ことしの2月5日の月曜日から9日金曜日までの1週間、本庁舎1階の案内前のロビーとリサイクルセンターで実施をいたしました。

集められました品目については、米が299キログラム、缶詰が132点、インスタント食品、調味料、ペットボトル等々たくさん集まりまして、合計で153名の方が1,206点を持ってこられたということでございます。

- 野下委員　　初めての取り組みだと思いますけど、こういう食品ロス等の啓発にも非常に有意義だと思うんですね。

ここの一番下のところにも環境フェスタのところ、フードドライブ等ということで、行事の中でもこういう形で平成30年度は書いてありますけど、ことしのようにまた市主導で、時期等はいつかわかりませんが、単独でそういうことを開催していただいて、そして食品ロスの啓発をどんどん進めていただければと思うのですが、その点ちょっと意見だけ聞かせてください。

- 環境課長　　ことしの2月に行ったフードドライブは、野下委員から御提言をいただいて初めて実施したところ、中日新聞にも大きく取り上げられて、毎日盛況に終わったということでありましたので、来年度につきましても、複数回実施を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 野下委員　　ありがとうございます。またよろしく願いしたいと思います。

- 山委員　　私から249ページの温暖化防止事業で、備考欄のところに家庭用燃料電池システムだとか、電気自動車の充電システムだとかということで、これは新規に補助をしていくということ掲げられております。

ちょっと私の記憶が正しいかわかりませんが、この温暖化防止対策について、行政事業レビューにもかかったと思うんですけども、ちょっと疑問なんですけれども、こういう新しいものを補助メニューで加えていくということになった背景というか、何か理由というのか、説明していただけますでしょうか。

- 環境課長　　従来までは、上の3つですね、太陽光パネルとエネルギー管理システム、いわゆるHEMSというやつ、それからリチウムイオン電池の3

つに対して補助を行っておりました。

現状、県ではその3つに加えて、この下の2つ、新規で今回計上しました燃料電池システムと電気自動車等充給電システムの2つについても県は既に補助をやっておりまして、江南市は、余り見込みがないだろうということで補助からは外しておりましたけれども、今回、8月に行いました行政事業レビューで、ここの予算の総額は変えずに、こういった新しいものについて取り組んでいったらどうだろうということでかけましたところ、行政事業レビューの中では、他市町に先駆けて補助対象を拡大することは、再生可能エネルギーの普及促進にもつながるので、ぜひ江南市の新たな特色として、江南ブランドとしても環境都市をアピールできるので、この拡大についてはいいでしょうという御意見をいただきましたので、それを踏まえて予算計上をさせていただいたということでございます。

○山委員　　こういう温暖化防止の設備のことは私全然詳しくないのでちょっとお尋ねしたいんですけど、例えば新規にこの2つ追加されていますけど、これを1基5万円補助とそれぞれ書いてありますけれども、市場価格というのは幾らぐらいで、大体何%の補助率というのかね、何%ぐらい。5万円というのは市場価格のどれぐらいをカバーしているんでしょうか。

○環境課長　　家庭用燃料電池システムは、これは商品名でいうとエネファームというやつです。大体1基200万円か300万円かかります。そのうちの5万円を補助するという話です。

それから、電気自動車の充給電システム、一般にあるものはよく給電システムがありますけれども、防災対策用ということで充給電、車の電池も家庭につながるような充給電システムについては1基100万円か200万円というふうに聞いております。

○山委員　　それぞれ35基とか5基とかというふうに予算計上されていますけれども、何か根拠はあるんですか。

あと、ほかの自治体でこういう同様の補助を出している自治体というのがありますんでしょうか。また、先進的なおっしゃったんですけど、どうですか。

○環境課長　　エネファーム35基につきましては、東邦ガスに聞きましたとこ

ろ、平成27年度は26基を新設、平成28年度は32基を新設しているということで、大体30基ぐらいが見込まれるということを予測しまして、35基ということを計上しております。

それから、この辺での他市町というものは、尾張地区ではないと思います。

○山委員　例えば、この電気自動車の充電システムは、システムだけで100万円か200万円でしたね。車も本体価格何百万円しますよね。そういうものを買う人、買える人がこういうのをつけるわけですから、何かそれで補助を5万円とかやるのは、何か私はちょっと疑問に思うなあ、正直そう感じました。ちょっとこれはいろいろ見解の相違もあるかもしれませんが、それともう一点、別話をさせてください。

歳入では、資源ごみの売り払い収入が載っていますよね。それで、いわゆる廃品回収、子ども会だとかにやってもらっていますけれども、最近、紙とかそういう、廃品回収は何を集めるんですって。新聞、雑誌、あと衣類とか、缶とか、ああいうものはどうなんですか、取引価格というか、買取価格というか。昔に比べると大分減ってきていますよね。民間のごみステーションがあったりとか、いろいろしているところもふえてきていますので。予算だと歳入で2,000万円ちょっとしかないと思うんです。昔は5,000万円ぐらいあったような記憶もあるんですけど、どうですか。

○環境課長　資源ごみの売り払い収入につきましては、最近、民間の収集場所がふえているということもありまして、特に紙類が減っております。

平成27年度と平成28年度を比べますと、紙類だけで約260万円ぐらい減っていると。缶類については135万円ぐらいが減っております。

なので、単価の移動もありますし、市の収集量も減っているということで、かなり売り払い代金自体が減っていると。

○山委員　回収量が減れば、当然収入も減るんですけども、買取価格というんですかね、市場の波があると思うんですけども、それは最近どうなっていますか。

○環境課長　紙類は、平成27年度、平成28年度はほぼ横ばい。売り払い単価。紙の量は減っていますが、単価はゆっくり横ばい。鉄類は、5円が6円ぐらいに上がっています。缶類は、アルミ缶については30円が15円に下が

っています。

ということで、単価は、紙は変わりませんが、アルミ缶については全く半額という状況でございます。

- 山委員 去年、和田の清掃事務所に資源ごみが捨てられるステーションをつくりましたよね。今、運用していますけど、さらに民間のごみステーションとかごみ捨て場もふえているし、民間というのは都合が悪くなったら、買い取り価格はもっと急落したら撤退しちゃうかもしれませんけど、そういうふうにはふえていますよね。

そうした中で255ページなんですけれども、資源ごみ回収団体助成金ということで629万1,000円が計上されていますよね。これは主に子ども会とか子供にかかわるような団体が地域で廃品回収したりとか、PTAとかもやっていると思うんですけれども、そういうごみを捨てる環境が変わってきている。民間のごみ捨て場に持っていったら、市の売り払い収入がそれだけ減るといのはわかるんですけれども、現実的には皆さんそういうところに捨てに行くようになっているわけですし、そうした中で、助成金を出し続けていくということは私ちょっと疑問に思うんですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。やっぱり見直しをちょっとかけていかないと、いまだき廃品回収で集めて回るといのも何か時代に合わなくなってきたんじゃないかなと思うんですけれども、助成金、補助金の見直しということについても検討していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 環境課長 この助成金については、委員の言われることもあるかと思いますが、現状ではリサイクルの市民の意識を啓発する目的であるとか、高齢者や体の不自由な方が重いものを収集場所のところまで持っていけないのを、かわりに子供たちが運んでくれるといった便利な点もありますし、あってはいけないことかもしれませんが、可燃袋の中に資源ごみが入っちゃっているというのも防ぐことができるという3つぐらいの目的があって、これについては継続を考えていきたいなあと思います。

本年度は、私も実は地域の子ども会の会長で、うちの地区は年4回、補助金自体は2回以上実施すれば出ますけど、年4回実施して、子供もほとんど、1人や2人は欠席される人もいますが、ほとんどの子供たちは一生懸命運

んで、お年寄りの家の玄関先にも行って運んでいる姿を見ると、これはやっぱり継続を考えていったほうがいいかなあと私は思っております。

○山委員　子ども会とかそういうところはわずかな限られた収入しかないので、これが頼りだというのは確かにそうだと思うんですけども、お年寄りがごみを出せなくなっているからというのは、これはこの助成金、補助金をつくったときには想定されていないことで、そういうふうにおっしゃるのであれば、そういう人をちょっと手助けするようなふうに要綱を変えていたりとかするべきだと思いますので、またちょっと後日、別の機会に改めたいと思います。

○掛布委員　259ページの下のほうにあります在宅医療廃棄物等収集処理事業というのがあるんですけど、これはどういうシステムで、どんなところにどんな業者に委託して回っているのか、ちょっとシステムそのものがわからないのと、在宅医療廃棄物というのはどういうものを収集しているのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○環境課長　ここでいう廃棄物というのは、腎臓病の腹膜透析チューブのことを指しております。

平成29年度現在、今のところは33名の方が病状を患っている人ということで、その方から申請を受けて登録をすることによって出させていただくというふうにしております。

収集場所は、3支所、それから保健センターの合計4カ所、毎月21日の日に月1回、倉衛工業が専用コンテナを設置していきまして、8時半から4時の間にその方に出していただく。そのコンテナを事業センターに持って行って、事業センターから伊賀市の三重中央開発へ行って、産廃として処分という流れでございます。

○掛布委員　その33名の方からの利用料金というのは、特別に徴収はされていないということなんですね。

○環境課長　無料でございます。

○掛布委員　続きで、259ページの下のほうにありますリサイクルステーション運営事業で、261ページの一番上のほうに標識設置工事費とあるんですけど、これはどんなものをどこに設置する費用なんですか。

○環境課長 現在、環境事業センターの南側と、それから東側、北側には看板が設置されていますけれども、事業センターの西のほう300メートルぐらい西へ行ったところの角に案内標識をつくるという工事です。交差点の角につきます。

○掛布委員 わかりました。

○山委員 もう一回、済みません。

261ページ、犬猫等死骸収集運搬事業とあるんですけども、これは新年度から保健センターでやっていた動物の関係の仕事が環境課に行くわけですよ。所管が環境省だからということだと思んですけども、環境課に移すのは。

基本的に、今まで保健センターでやっていた事業がそのまま引き継がれるんですか。犬猫の避妊、去勢のやつ補助金はなくなりますけれども、それ以外は基本的に同じというような認識でよろしいんですか。仕事の内容というのも。

○環境課長 ここでいう犬猫の死骸と関係ない事業ですけど、今、保健センターでやっている動物愛護の事務事業は環境課でそのまま引き継いでやります。

○山委員 それは環境課の中の仕事のどれぐらいの割合なんですか。人事異動で移すとか言っていて、ある程度やる人を確保しないとできない量なんですか、仕事量というのとは。

○環境課長 事務が移動したことによって人の増加はしておりません。正職員もパートもふやしておりません。今の職員の中で吸収してやっていこうというもので、苦情自体はかなり、約200件ぐらいは想定をしております。今現行それぐらいあるので、それぐらいの電話の数はふえると思いますが、特に人はふやしておりません。

○山委員 そんなに苦情は多いんですか、わかりました。

○委員長 ほかに。

○掛布委員 249ページの上の段、先ほど山委員が質疑されましたが、追加して5種類になった補助メニューは、全部限度額が5万円ということなんですけれども、これはかなり実際にやってみると、今年度もそうだと思うんで

すけれども、このとおりに申請がなく、かなりばらついて出てくると思うんですけど、例えばエネファームだったら35基とかというふうに固定するんじゃないかと、まずその間の柔軟なやりくりというか、早い者順で、太陽光で全部埋まったら太陽光ばかりでもいいよとか、そんなふうなシステムでやっていただけるんですか。

○環境課長 委員言われるように、1,300万円を確保した中で、中は自由でできます。

○野下委員 済みません、1点だけ。259ページの一番最後、リサイクルステーション運営事業というのがありますね。この中で、臨時職員等賃金というのが計上されていますけれども、この賃金等を含めたこの運営事業費については、どこか新しく開設をして、そして少しふやすとか、そういう意味合いはここには入っていないのでしょうか。

○環境課長 この予算の中には、新しく新設してというものは反映しておりません。6月から始まってまだ間もないので、もう少し様子を見て、強い要望があればそのようなことも検討していかないかなあというふうに思っております。

○野下委員 今課長がおっしゃったとおりで、これは議会でも出ていますし、きょうは宮地議員もここにいらっしゃいますけれども、いろんな議員からも出てきて、北部だけじゃなくて、中部とか南部とか、そういった身近なところであると、また非常にこれは便利であるというような話も出てきていますから、現に多くなってきていますので、これもまた要望になりますけど、今後のぜひ実現に向けてお願いできたらなと思っております。よろしくお願ひします。

○幅委員 261ページのクリーン運動事業なんですけれども、事業は大体わかるんですけど、市民の皆さんの参画というか、事業効果と、予算も30万円ぐらいでそんなにはないんですけど、年によって割かし少ない中でも結構ばらつきがあるんですけど、この予算のばらつきの理由をちょっと教えていただけますか。

○環境課長 クリーン運動は、平成7年6月から実施をしております、毎年ごみゼロの日に近い日曜日に広報を通じて区のほうにお願いをして実施を

していただいております。

区のほうでは、市内の公園や道路に落ちております可燃ごみ、空き缶、びんを拾っていただいて、可燃ごみについては、週2回の可燃ごみの日に出していただくと。それ以外の資源ごみについては、資源ごみの日に出していただくというものです。

今年度は、7月に開催されます市民と議会との意見交換会の中で、古北学供で厚生文教委員会が担当のときに、地元の方から、クリーン運動をせっかく実施しておるにもかかわらず、小袋というのは非常にすぐ満タンになってしまうものですから使い勝手が悪いというような指摘を受けたということで、安部議員が一般質問をしていただきまして、要望のある地区については中袋を配付するというのを今回反映しております。ということで、今回は中袋用の予算ということで、昨年度の予算よりも上がっております。

現時点では、136地区ある区・町内会のうち16地区は中袋の要望というふうに要望を聞いておりますが、締め切りも4月の中旬までありますので、4月6日までが締め切りですので、もう少しふえるかもしれませんが、動きながら対応していきたいと思っております。

区のほうは、非常に熱心に実施をしていただいておりますというところでございます。

○委員長　　いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、都市整備部まちづくり課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長　　都市整備部都市計画課所管の平成30年度江南市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書及び予算説明書の14ページの中段をお願いいたします。

第4表 地方債といたしまして、起債の目的欄で上から7つ目の街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

26ページ、27ページの上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

同ページ、最下段からページはねていただきまして、28ページ、29ページ中段まで、12款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページはねていただきまして、34ページ、35ページ上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページはねていただきまして、38ページ、39ページ上段の13款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、40ページ、41ページ下段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、50ページ、51ページ中段の14款4項4目1節都市計画費交付金及びその下の5目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページはねていただきまして、52ページ、53ページ中段の15款1項2目1節利子及び配当金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページはねていただきまして、54ページ、55ページ中段の17款2項1目1節基金繰入金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページ上段の19款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページはねていただきまして、62ページ、63ページ下段の20款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

224ページ、225ページ中段の3款2項4目児童遊園費は、226、227ページの最上段まででございます。

ページ大きくはねていただきまして、308ページ、309ページの中段、8款4項1目市街地整備費は、322ページ、323ページの最下段までございますが、315ページの中段、いこまいCAR運行事業から最下段の公共交通維持確保事業までの4つの事業につきましては、先ほど市民サービス課から説明、御審議をいただいた事業でございます。

ページはねていただきまして、324ページ、325ページの最上段、8款4項2目公園緑地費は、328ページ、329ページの最下段までございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、当初予算は、説明資料の31ページから42ページまでにそれぞれ位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　いっぱいあるので一つずつ途中で休みながら聞いていきたいと思えます。

325ページの中ほどにあります説明資料の41ページに地図が載っている新ごみ処理施設西側エリア整備事業で、測量委託料と嘱託登記委託料が載っているんですけども、これは西側だけじゃなくて真ん中の新ごみ処理施設のエリアと東側の国の防災拠点のエリアを合わせて一緒に測量をやるとう率的だよということで、一緒にやるよという説明だったと思うんですけども、これは予算として江南市として上がっているんですけども、実際の業者を選ぶ手続というのはどんなふうにするんでしょう。どこが契約するのか、江南市としてはどういうふうに対応するのかということなんですけど。

○まちづくり課長　この委託料については、当然、江南市が直接委託業者と契約することになりますが、その業者を決めるに当たっての契約方法につきましては、現在のところまだ決まっておりませんが、例えば国が先に委託業者を決めた場合、経費が安くなりますので随意契約の可能性も含めて検討しております。

○掛布委員　そうならざるを得ないだろうなあと思うんですけど、国が先に決めるのか、真ん中の尾張北部環境組合が先に業者を選定するのか、その最初に決まったところと、あと2カ所のエリアが随意契約をして同じ業者に一括して全部やってもらうことで、少しでも安上がりにするということなんですよね。

それで、このエリアなんですけど、何に使うかまだ活用方法というのが何も現在のところ定まっていなくて、こんなふうには測量していくわけなんですけど。

れども、このエリアの一番困っているというか、疑問なのは、進入路をどこにとるかということなんですけど、私も現地に何度も行っているんですけども、入っていく進入路、例えば何かをつくるにしても、そこに重い重機を積んだトラックが入るにしても、入る道がないんですね。何かできたにしても、例えば公園ができたにしても、市民がそこに行く、入っていく道ができないところだと思うんです。その点はどんなふうに考えられて測量を先にやるということになったんですか。

○まちづくり課長　今回の測量につきましては、用地測量ということで土地の境界を決めるだけの作業となりますので、そういった設計についてはまだ発注していない段階でありますので、わからない状況です。

○掛布委員　でも、都市計画課、まちづくり課がこれを行っていくということも何か変だなあとは思いますが、やっぱり何をつくるかということとを本来だったら決めてから測量というふうにしなないと、結局何かお金をどこか無駄に使うことになっちゃうんじゃないかなと思うんです。

先ほど言った進入路についても、北側は宮田導水路が下にあるので、そこをまたいで重機は通れないよと。南側はというと、堤防道路なので入っていく道がないよという。中ほどはというと、集落の間の細い道しか入れないよということなんで、私も実際現地に行ったんですけど、本当に入れないところなんです。だから、活用見込みがないのに私はなぜ測量を先にやるのかなあと、これは非常に疑問だなあとと思いますが、進入路については全然検討はされてないんですか。

○まちづくり課長　この土地につきましては、当然それなりの市道が接道しておりますので、何をつくるかによっても道路の幅が足りるかどうかというのはあるんですけども、一般的な公園を考えますと、特に問題ないと考えております。

○掛布委員　問題ないということは、どこから入るとということなんですか。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　堤防に面しているということは、全部堤防から入れると簡単に考えられるのはどうしてかということ、堤防はどれだけ盛っても盛るほうは一切の制約はありませんので、工事をやるというふうに仮設進入路をつくるのは当たり前のことで、盛ることでどの位

置にでも好きなところに進入路はいつでもつくれます。

そうした計画を今後、防災拠点、真ん中のごみ、当然西側エリアが先行することは99%ありませんので、真ん中、右側と計画を合わせながら、簡単に言うと右か中央、東側へ入る道がいずれできますので、それを使って西側は容易に整備ができると。この段階では、この程度の予測は簡単にできていると思っています。

○掛布委員 共通の進入路にしないと多分入れないんじゃないかなあと 생각합니다。また、いわゆる測量したらもうそこで事業をやるというのは決まりじゃなくて、やっぱりここはちょっと慎重に時間をかけて検討していただきたいなあと 思います。

もう一個ですけれども、311ページの一番上のところにあります布袋駅東複合公共施設整備（用地取得）事業ということで4万4,000円だけ入っているんですけど、これのちょっと意味が、意見書作成手数料というこれはどういうことなのか、ちょっと説明してほしいなあと 思います。

○まちづくり課長 当初予算でお願いしておりますのは、複合公共施設事業に伴う用地取得に当たりまして、土地単価について平成29年度に決定しました鑑定評価額を平成30年度の価格に時点修正するため、土地鑑定士が変動率についての意見書を作成する手数料でございます。

○掛布委員 そうすると、平成29年度に向けてもすごい単価が上がってきたよという話だったんですけども、そうすると平成29年度と平成30年度、1年しか違わないけれども、また価格というのは上昇しているということで、新たにこういうふうには土地鑑定士をお願いするということなんですか。

○まちづくり課長 上がっていることをいわゆる確認するために、変動率について意見書を作成してもらおうというものでございます。

○掛布委員 新年度予算のところに用地取得事業ということで4万4,000円しか計上されていないんですけども、そうすると、あとの土地というのはどういうことなんでしょう。例えば、用地を本当に取得する気があるんなら、ここに新年度予算で予算が計上されていないと本来いけないところなんですけれども、どうなっているんでしょうか。

○まちづくり課長 この結果をもちまして、例えば6月の補正予算で土地を

買う取得費についてお願いをしていきたいと考えております。

- 掛布委員　　あと、説明資料の31ページなんですけど、交通結節点整備事業で、311ページの上のところ、布袋駅東の東部第280号線のところの物件調査委託4件というのが新しく入っていて、補正予算でも排水路のところは繰越明許して、またこの新年度予算で舗装復旧工事が上がっているの、その辺は進むんだらうなということなんですけれども、新しく東部第280号線のほうまで物件調査委託というのは今回初めてこっちのほうに伸ばしてきたと思うんですけれども、もうやめたらどうなんですか、ここで。第280号線のほうはもう手をつけないほうがいいと思うんですけど。

これはつけだしたら、もう全部うちがあるところをどどっと道を片っ端から物件補償をつけて、用地買収して、広い道をあけていくということで、最後の突き当たりのところは営業中の歯医者さんですよ、立派な。立派かどうかちょっとわからないですけど、結構新しい歯医者さんで、本当に営業保証まで払って、そんな道つける場所なのかと。もう十分布袋駅線にしろ、東部第439号線にしろ、国道155号にしろ、また名草線のほうも拡張していきますから、もうわざわざこんな家の密集しているところをどーんとあけるふうに踏み出すべきじゃないと思う。これこそ本当にやめてほしいなと思うんですけど、何でやるんですか。

- まちづくり課長　　もともと駅東地区につきましては、駅地区でいわゆる区画整理をしてきた状況とかなり異なりまして狭隘な道路がかなりある状況であります。

そうしたことで北側の東西の布袋駅線と、あと南側は布袋小学校からずうっと東へ向かう東部第439号線をやっぱり結ぶことによって、いわゆる道路としてのネットワークを図ることによって、このあたりの移動の円滑化ですとか、地区内の移動の安全性、あとは防災性の向上につながるものと思っておりますので、この整備を平成31年度から平成35年度にまでに何とか用地を買って工事をしていきたいと思っております。

- 掛布委員　　今、駅周辺のネットワークというんですけど、南側に抜けたところの第439号線も鉄道高架になるので、石仏14号踏切が廃止になってどーんと向こうへ抜けたら、江南岩倉線にすぐぶち当たるので、わざわざこの狭

いところを無理して莫大なお金をまたまた使って、これまで本当に鉄道高架や周辺にお金をすごい投入してきた、ほかの事業に差し支えているよと本当に感じているんですけど、ここでまたこれまで踏み出すかという、一旦予算をつけるともう全部認めたということになってとまらないので、これはもうやめてほしいなあと切に思いますが、どうですか。

○まちづくり課長　この駅東地区は当然駅の東に隣接している利便性の高い地区でありますので、将来的にはこのあたりは全部市街化区域にして、人々が住める暮らしやすい環境に整えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　参考資料の32ページのほうなんですけど、布袋駅線からいわゆる名草線、江南通南線に出るところが、要するに高架が完成すると非常に交通量がふえるということで、前からここに信号もないよと、ここに絶対信号をつけないといけないし、ここで右折左折して布袋駅のほうに入っていく車の交通量がすごくふえるから、これは必要な工事かなあと私は思っているんですけど、実際にこの測量設計委託なんですけど、どんなふうにあと整備をする予定になっているんですか、これは。

○まちづくり課長　今回、現況の測量と設計をするんですけれども、そういった成果を持ちまして公安協議、公安委員会と協議をいたしまして、どのような整備が、いわゆる信号をつけるために必要なのか、その辺を協議してからじゃないと、どういった整備になるかちょっとまだお答えできない状況です。

○掛布委員　参考資料の32ページの絵を見ると、布袋駅線が江南通南線にぶち当たって、その向こう側まで線が引いてあって、布袋児童遊園を突き抜ける形になっているんですけれども、これはただ書いてあるだけですよね。

○まちづくり課長　都市計画の決定といたしましては、こちらの交差部から西へ向かいますと名古屋江南線まで接続している都市計画決定がされております。

現在、この区間につきまして、事業化のめどは立っておりませんが、今回測量する内容につきましては、今の布袋駅線と江南通の一部について用地が必要だとか、そういったことを検討して暫定整備ができればと考えております。

す。

○掛布委員 最後言われた暫定整備は、どこの部分の暫定整備ですか。

○まちづくり課長 暫定整備といいますのは、西側が道路化できないもんですから、いわゆる丁字路としての暫定整備ということでございます。

○掛布委員 済みません、続いて、参考資料の35ページと36ページのところに、またまた物件調査委託と測量と、またまたここで道を布袋駅のところで拡幅するんだということで、これは鉄道高架化整備事業の一環で当初計画の中に盛り込まれていた道の拡幅ですかね、この第308号と第374号。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 第308号につきましては、側道の整備ということで計画はしておりました。

今回、測量及び物件調査をさせていただくのは、この鉄道高架によりまして東西を新たに抜ける高さが制限された、車が東西に行き来できるんですけど、車の高さを制限する部分でちょうどこの測量する真ん中辺ぐらいで東西に抜ける新しい道路ができて、その高さを制限するに当たりまして、今ですと国道155号に黄色い桁下防護という車の高さを制限するそういうものがここにおいても車の高さを制限するにおいて必要になってくると。その構造物をつくるがために、現道で考えておりましたけれども、その設置することによって現道の道路幅が狭くなりますので、この図面のとおりちょっと幅が振るといいまじょうか、狭くなった分だけ、この調査する側のほうへ道路を振らなきゃいかんということで、必要な分だけ今回測量及び物件調査をさせていただくものでございます。

この第374号線は、当初から側道の整備ということで計画がされておりました、今現在は、仮線路として使っている状況でございます。

○掛布委員 確認なんですけれども、第374号は仮線をどけた後、その部分の道路幅が広がるよということなんです。そういう工事になるということで、第308号のほうは、やっぱり今物件調査しているほうに道路を膨らませて広げるよということなんです。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 そうです。

○野下委員 掛布委員ばかり質問されると、大変に皆さんもお疲れになります。

私のほうで、2点。

これは確認も入るんでしょうけど、説明資料の37ページにエスカレーター
の設置費負担金というのが、場所が出ておりまして、1億1,000万円ぐらい
かな、予算で見るとありますけど、これは今上り方面についているエスカレ
ーターは1人乗りですね。それと大体同程度のものが下り線にも設置をされ
ると考えてよろしいんでしょうか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　今現在、名古屋方面で設
置がされている1人乗りというか、幅が60センチぐらいの同じ規模を、今度
は犬山方面のホームに上っていくところにつけるということでございます。

○野下委員　　わかりました。

ということは、改札を入れてエスカレーターが今ありますので、中段のと
ころに、そこを通りながら、今度下り線の上りにつながるエスカレーター
という形でよろしいですね。

それからもう一点、同じく34ページで、先ほど掛布委員は第439号線、こ
こをいろいろ言われましたけど、開通すると、こっちの部署と違うかもわか
りませんが、開通すると、さっき国道155号にすぐにつながるんですけれ
ども、この江南岩倉線にね。これは開通すると結構交通量が多くなると思
うんですよ。そのときに、例えば石仏14号踏切とありますけど、ここがなくな
って、ここからずうっと東のほうに行って、江南岩倉線にぶつかりますね。
ここから右側のほうへ、つまり国道155号のほうに行こうとしたときに、特
に朝方とか、多分つながっておると思うんですよね。

ここら辺はどういうふうに交通的なところは、ここの部署じゃないかもな
いかもわかりませんが、何か対策とかあるんですかね。なかなかこれは入っ
ていけないんじゃないかなと思いますね、右折するとき。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　まさにこの第439号線と
いうのが、布袋本町通線と江南岩倉線を結ぶサブ的な道路ということで今進
めさせていただいておる中で、委員御指摘のちょうど江南岩倉線にぶつかる
ところというのが、いわゆる逃げ道みたいな感じで通ってきて、国道155号
に抜けるために南へ右折ということも十分考えられますが、基本的には国道
155号を、いわゆる国道を通ってもらうということを考えておるんですけれ

ども、ここの交差点というのか丁字路に関しましては、今度道路を整備するに当たりまして、警察等の協議が必要かと思っております。

○野下委員　　そうだと思ひまして、国道155号を通るようにお願いしますと
いったって絶対通りませんよ。真っ直ぐ来ると思ひますよ。だから、その辺
きちっと警察と協議して、右折ができるような方法を何か考えてあげないと、
せっかくつくったんで、つくるんでしょう。せっかくつくっても余計に渋滞
になっちゃうといかんから、その辺はしっかりとお願いしたいと思ひます。

○伊神委員　　1ついいかな。

都市公園整備事業、説明資料の40ページで、江南緑地公園（草井）の野球場の防球ネットということだけど、これは高さ1.6メートルだわね。ここの地図を見ると、全部堤防のいわゆる土手の下なんだけど、何でこんなところに防球ネットが要るんですか。堤防だよ、これは上が。1.6メートルだけど、堤防は4メートルぐらいあるから、何にも効果ないし、何のためにこれをするのかちょっと聞きたいなあ。

○まちづくり課長　　この整備内容につきましては、生涯学習課を通じて江南市軟式野球連盟から出された要望に基づきまして施工するものであります。

堤防を歩かれています方が、よくこの堤防の下へおりてきてグラウンドに入るといふことも頻繁にあるといふことで聞いております。もちろんボールを防ぐものでもありますけれども、そういった意味もあると聞いております。

○伊神委員　　どうもわからんな。

実際、本当に4メートル下の、あの堤防4メートル以上あると思うんだけど、その下に1.6メートルのをつくって、堤防の上を歩く人が影響あるわけなしでさ。

○まちづくり課長　　グラウンドに入って来ないように多分したいいんでしょ
ね。

○伊神委員　　グラウンドへ入って来ないって、堤防を歩いておる人がグラ
ウンドに入らないようにといふこと。

堤防の斜面をおりて、ずうっと行って入るといふこと、斜面をおりて。し
か、入れんよ。入り口なんかあらへんで。そんなこと必要ないと思ふ。292
万円もかけてさ、何をやるか、何の意味あるか、誰かしよっちゅう入って来

るなら別だよ、その堤防をおりて。堤防には階段もないし、何もないんだから、こんなところ滑ってすうっとおりてくるというか、そんな人もおれへんし、おったって年に1人か2人の者のために292万円でき、何でこんなことやるか、全くわからないけど。

○まちづくり課長　市長宛てに教育委員会へ向けて軟式野球連盟から要望をいただいている中で、やはりそのネットがないと結構入ってくる、堤防からおりてグラウンドに入ってくるそうですので、そういった状況を踏まえますと、危険だということが想定されますので、今回予算をお願いするものであります。

○伊神委員　それで納得しておるの。だってこれは堤防といたらずうっと何メートルだろう、66メートルどころか1キロメートル以上あるよ、ずうっと堤防をおりて入ろうと思ったら。そこも全部将来やるつもり。ということになるから、一部だけちょっとやったって意味ないと。この地図で見ると、半分ぐらいでしょう。あと半分からでもおりて入れるがね。この半分はやらへんわけでしょう。だから意味がないと言っておるの、全然。

なしにしてちょうだいよ。292万円もったいない。

○まちづくり課長　施工するところはどちらかというといわゆる外野なものですから、多分、人が入っても支障ないと思って多分入ってくると思われます。西のほうにつきましては、やはりダイヤモンドの真ん中ですので、入ってくる人は多分いないと思いますけど。

そういったことを踏まえて、今回お願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○伊神委員　反対。

[発言する者あり]

○伊神委員　その辺もう一回協議してやって。これは全く意味ないわ、本当に。1.6メートルなら入ろうと思えば入れる。しかも半分だけやというので、これが納得いかないな。全面で全く入れんやつならまだしも、半分だけやって、半分は入れるんだでき、何も意味ないと思うな。考えてくれんかな。まあ、意見だね。

○掛布委員　参考資料の42ページで、予算書の327ページの下のほうにある

五明公園の園路舗装改修で透水性アスファルト舗装504平方メートルと書いてあるんですけど、何かすごい変な形に塗ってあるんですけども、これは園路がこういうふうになっているから、こんな変な塗り方になっているんですか。全面じゃないんですか。

○まちづくり課長　園路がこのような形となっておりますので、こういった表示にしておりますけれども。

○掛布委員　もう一つ、参考資料の34ページにあります布袋駅東の東部第439号線の道路改良工事の予算が出ているんですけど、ちょうど絵の中ほどのところ、要するに道路がくっと、こうくっとなっている旧道をばあーんと突き抜けるように新しく道をつくるんですけど、そうすると道の部分が残ってしまうわけですけど、この残った道路部分はどのようなふうになるのでしょうか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　平成30年度の工事といたしましては、現道は逆にそのまま通る、通行できるような状況を生かしながら、御協力いただきました用地のほうを少しでも整備を進めようということで今回予算計上させていただいておりますので、まさに現道としては、今までどおり車が通行できるような状況を確保しながら、余ったというのか、協力いただいたところを工事着手するということによりよろしくお願いいたします。

○掛布委員　完全に第439号が広がって南のほうに振ってできた後、どうなるんですか、現道は。そこは道のままだんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　平成30年度の工事としての説明で、最終的には道路の拡幅の全ての幅員で使えるようにはなりますが、平成30年度の工事の中身としましては、現道はさわずに、現道を生かした、将来のこの現道に関しましては、ちょっと今検討をしておる中でのそのまま幅が広い歩道として使うのか、近接した地主さんに払い下げをするのかを今後決めていきたいと考えております。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、まちづくり課への質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 01 分　休　憩

午後 3 時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの農政課の審査の中、野下委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○農政課長 先ほどの野下委員の質問ですが、平成20年以降、積み残し箇所がまだ12カ所ございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 では、続いて土木課についてを審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課の予算につきまして御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入について説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の26、27ページ中段をお願いいたします。26、27ページ中段です。

12款 1 項 5 目 1 節道路橋りょう使用料、その下 2 節河川使用料、少しめくっていただき、40ページ、41ページ上段の13款 3 項 3 目土木費委託金は、平成30年度より下水道課へ移動する治水グループの関係でございます。

同じページ下段の13款 4 項 4 目土木費交付金、2 節道路橋りょう費交付金、その下の 3 節河川費交付金は、平成30年度よりこれも下水道課へ移動する治水グループの関係でございます。

少しめくっていただき、50ページ、51ページの最上段をお願いいたします。

14款 3 項 6 目 2 節河川費委託金につきましても、治水グループの関係でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

60、61ページ上段の19款 5 項 2 目11節雑入の土木課分でございます。

62、63ページの下段、20款 1 項 4 目 1 節道路橋りょう債でございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、恐れ入りますけれども予算書の290、291ページ下段から294、295ページに掲げております 8 款 1 項 1 目道路管理費でございます。

少しめくっていただきまして、298、299ページ下段から302、303ページに掲げております 8 款 2 項 1 目道路橋りょう費でございます。

その下302、303ページ下段から308、309ページの上段に掲げております 8

款3項1目河川費におきましても、これは平成30年度より下水道課へ移動となります治水グループの関係でございます。

また、平成30年度の江南市当初予算説明資料の27ページから30ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山委員　歳出で、301ページの下段にあります。歩道橋の点検委託料ということで上がっておりますが、これは江森町の、ありますよね。その歩道橋だと思うんですよ。これができた理由というのは、たしか踏切がなくなって、扶桑町の側の住民がその線路をまたいで行き来する必要があるからというようなことでできたと思うんですけども、実際どれだけ利用されているのかと疑問に思うところもありますし、ほとんど現場に行くこともないですけれども、何であんなもの、あんなものと言ってはいけませんけど、つくったのかなとちょっと疑問に思っております、正直。扶桑町の人には、一切負担は扶桑町の側に求めていますよね。質問としては、この1,282万1,000円ですよ。こんなにかかるのかと思うんですけど、どうですか、これは。

○土木課長　まず、利用者がおるのかおらないのかという件ですけれども、当時、平面の14号踏切なんですけれども、交通量調査を行った経緯があります。平日と休みの日、2日間にわたりましてやった経緯があるんですけども、79名ほどの方が徒歩と自転車で渡られていたという状況は聞いております。

それから、なぜ必要かといいますと、やっぱりそういう方がおるということで地元からの要望があって、この設置に関しましては、工事費は県のほうで行われた関係で、市は出していないんですけれども、その後、要するに市道ということで認定しております。これは議会のほうでも答弁しておりますけれども、そういう形の中で江南市側にあるものですから、江南市の市道として管理していくべきものであります。

今回なぜこの約1,200万円の点検費用が要するのかといいますと、やはりこれも国のほうから道路老朽化対策に関する取り組みの経緯というのがあります。

まして、平成24年に笹子トンネルの落下事故がありまして、その後、国のほうの対策もいろいろ調査をしろということで行っておりまして、平成26年度にその省令告示公布があったわけなんですけれども、その中でそういう道路附属物とか道路、歩道橋とかに関しまして、5年に1度の点検をということでやることになったわけなんですけれども、ただ、まだ新しいからということなんですけれども、この歩道橋に関しましては平成28年度に完成しております。その2年後ということで今回予算にしておるんですけれども、この2年の間に、こういうものというのは、今まで歩道橋点検の要領の中で一般的に初期損傷の多くというのが供用開始後おおむね2年ということでありまして、この国の要綱の中にも2年以内に1度点検をするというような文言が入っておりますので、今回この1,200万円というのをお願いしているものでございます。

それで、その1,200万円かかるという中で、どういうものがあるのかといいますと、やはり鉄道の上を通っているものですから、作業的には深夜の作業になります。深夜の作業になりまして、深夜作業ということもあり、また、近接目視、主要の構造物に対しまして近接目視をしなきゃいけないという要領の中で、やはり名鉄のほうの協力も要りますし、現場の確認するにも深夜ということで、一応労務費単価も要ります。ただ江南市1橋だけでやるのも今回ちょっとお金がかさむものですから、その点に関しまして、都市整備協会というところに委託をしまして、この沿線上で何カ所か一緒に発注することによりまして縮減策はとっております。その中でいろいろの費用がかかるものですから、この金額が要るということでございます。

○山委員　いろいろの費用がかかるとおっしゃいましたけど、この工事といいますか委託作業ですかね、どれぐらいの日数を要するんですか。

○土木課長　作業自体は深夜で、名鉄のやる作業も、要するに電線が走っております。高圧電線が走っていますので、そちらのほうの防護等がありますので、点検自体は2日でできるんですけれども、そういう防護策を手当てしたりするという日数もかかるものですから、実質的に、いろいろ打ち合わせもあるので、現場のほうの点検だけでしたら4日か5日でやれるかなというふうに思っております。

○山委員 防護策とおっしゃいましたが、何か足場を組んだり何かして本格的にやらないといけないんですか。

○土木課長 線路の真上は、線路の上に作業用の降下できるような足場のものが線路上を走ってきます。作業車ということで走ってきます。ただ、その横に関しましては、足場をとったり高所作業車をやったりというような作業になりますので、そういう意味では仮設も要るように考えておりますので。

○山委員 これも道路認定しているんですよね、市道として。議会としても責任があると思うんですけども、これを認定したのは議会、いつだったかちょっと忘れちゃったけどやっている、やった記憶があるんですけども、ただ、それにしても1,282万1,000円というのも、ほかの歩道橋とかも含めてだったらいいんですけど、ここの1つに対しての予算ですよ。これは備考欄にも書いてあるんですけど、市の、単市の負担は幾らになるんですか。全額1,282万1,000円かかっているんですか。

○土木課長 1,282万1,000円のうち、500万円ほどの基本的な事業費の中では補助はもらっております。

○山委員 完成後2年目にやるというのはちょっと、それもよく技術的なことはわからないものだから、素朴にそんな必要なのかなというのを正直思うところなんですけど、今回それを平成30年度で執行して、今度やるのはまた5年後ということですか。

○土木課長 はい。そのようになります。

○山委員 何かすごいお荷物を抱えてしまったなあと言ったらあれですけど、ちょっと大変だなあと思います。

それで、もう一個質問したいんですけど、ページめくっていただいて303ページなんですけれども、ちょっとこれもいやらしいことを言うかもしれませんが、道路側溝・舗装等工事費で1億5,000万円ですかね、当初予算。この前のお話ですと、側溝は2,400メートルで舗装が1万平方メートルでしたっけ。たしかそんな話だったと思うんですけども、10年ぐらい前は当初予算でも2億円ぐらい、あるいは3億円ぐらい組んでいた時期があると思うんですけども、いろんな事業、やらないといけない仕事ばかりふえて、こういうところが削られてくるのかなと思うんですよ。福祉とか教育のほ

うで何かちょっと行政サービスカットしたらすごい反発が出るけど、こういうところって誰も言わないですよ。ただ、じゃあそれに対して地元とか自治会などからの要望が減っているからこういう予算かというところじゃないと思うんですけどね。結局、早い話、お金がないから1億5,000万円しかつけられなかったということですか、本音は。

○土木課長　土木課としても、当初予算で2億5,000万円ぐらいの要望をしたわけなんですけれども、委員言われるようにもう昔のときは一番多いときで7億2,000万円とかでやっていた時代はあるわけなんですけれども、なかなかやっぱりほかの事業がどうしてもやらなきゃいけないということで、委員が言われるように、削りどころはここだというような感じではおるんですけれども、土木課としては、今、道路事情も結構傷んでおりますので、強く要望はしていきたいと思っております。

○山委員　これも、金額だったら要望に全然応えられないだろうから、やっぱり財政当局に対しても補正予算、いつも12月でしたか、1億円とか、9月でしたか。年々組んでいますけど、本当に必要な事業だったら当初予算で組まなきゃいけないなというのは、これは私の感想です。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　301ページにある市道北部第117号線の道路改良で、事業損失防止調査委託料ということで、調査するだけで352万1,000円とあるんですけれども、どうしてこんなに高いのか、何を調査するのかちょっと教えてください。

○土木課長　この事業損失調査に関しましては、市道北部第117号線施工箇所南側にある工場があるんですけれども、そちらのほうの精密機械が入っているわけなものですから、その工事で影響が出たか出ないかという、原因になるといけないものですから、事前に調査するものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　予算書の303ページと、予算説明書の28ページの橋梁の点検委託料というのがありました。今、山委員のほうは歩道橋の点検ということでありましたけど、この橋りょう点検委託料、39の橋というふうに出ておまして、この資料の28ページも39地点あるんですけれども、まずこの点検をす

る人というのは誰が点検するんですか。

- 土木課長 委託業者でありまして、資格を持った方がやります。
- 野下委員 どういう点検内容になりますか。
- 土木課長 先ほどの歩道橋の場合も一緒なんですけれども、主要の構造物に対しましてそれぞれ点検します。それで、近接目視、打診もしたりして、状況をよく把握したものが成果品として出てきますので、そういう近接目視が第一前提です。
- 野下委員 今、課長のほうで打診でしたっけ、目視だから目で見るということと、打診だから多分何かこう打ってということをやると思うんですけど、その打診もやるということによろしいですか。
- 土木課長 必要なところはやります。
- 野下委員 しっかりとお願いしなくちゃいけないと思うんですけど、今回、39の橋をやるということなんですけど、これ以前に市内にはもうちょっと橋があるんじゃないかと思うんですけど、実際に点検を終わって、実際にその橋梁の工事も終わっているというところは何カ所かないでしょうか。
- 土木課長 点検のほうなんですけれども、来年で5年になるんですけれども、最終年度です。点検に関しましては。工事が終わっている箇所なんですけれども、しばらくお待ちください。
- 都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 5年でぐるぐる回るものですから。
また回ります。5年でぐるぐる回しておる。だからこれの5倍ぐらいあるということ。
- 土木課長 平成30年度、補強が終わりますと19橋でございます。
- 野下委員 19橋の今橋梁工事は終わっているということで、これ5年とおっしゃいましたので、5年の計画の最後の年で点検の委託はまだ39残っておるということですか。
- 土木課長 5年の最後で39橋残りということですよ。
- 野下委員 わかりました。
- 委員長 ほかに質疑は。
- 幅委員 307ページの総合治水対策事業、これはよかったですかね。一般

質問させていただいたんですけど、総合治水計画との関係で何点かお聞きしたいんですけど、古知野高校の現状の交渉状況と、平成30年度の見込みをまずちょっと教えていただけますか。

○土木課長 平成29年度は、交渉的には県のほうと協議しながらやっておるんですけども、県の教育委員会のほうへうちの計画を出しまして、そちらの審査があるものですから、そちらのほうをちょっと今の段階では待っている状況でございます。

平成30年度も引き続きほかの関係の協議もしなきゃいけないもので、要するにその土地が今後どうするかとかいろんな協議はありますので、一応そういう形では協議は徐々に進んでいる状況でございます。

○幅委員 ということは、平成30年度に補正なりして事業を開始できるような見込みは、今、現時点ではないということ。

○土木課長 事業は、工事のほうですか。工事のほうはまだですね。

○幅委員 一般質問でもしたんですけども、これで平成27年度、平成28年度、平成29年度と言ってみれば3年間ブランクになってしまって、平成30年度、丸4年ブランクになってしまうんじゃないですか、計画が。そうやって素人的に考えれば、この間に計画では1市3年で10年という単純なふうで見ると、この3年間ブランクになってしまったということは、大げさに言えば市民の皆さんのいろんな生命、財産の損失が危機にさらされている状況が3年間変わっていないということなので、なぜ古知野高校ができないと次に進めないのかというのをちょっとまず教えていただけますか。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 ブランクではありません。江南市としてはブランクではありません。古知野高校にいろんな事情が発生しているという意味ではブランクですけども、江南市はそもそも平成30年度、あるいは平成29年度にこの仕事をやるという長期計画が組めていません。実際8億円かかりますので、8億円、2年でやっても4億円、2カ年で4億円・4億円の8億円が、過去この直近の二、三年以内にお金がか立てられたことはありません。くくれているということなんです。ですから全部先へ送っておる。やるという、実行するという具体的な予算組みが入れますよね、長期計画で。4億円・4億円って。くくれたことがないんです。だから送って

いるという状態で、ただ平成32年度がピークだというのは前からわかっていたので、下水につけ鉄高につけ、そのピーク、お金の支出のピークについて、それを超えたもの、平成33年度は少なくとも着手できる最短、4億円のほうですけど、そうすると、その前に基本設計が実施設計で要りますので、その前からということの中で、来年、平成30年度の実施設計は組めていませんけど、平成31年度に組むということは最短平成32年度にかかれるという準備ですので、相手がありますけど、そういう意味で、今までもかなり前は3年に1個ずつつくっていた時代もありますけど、いろんな大型プロジェクトを抱える中で、そのペースは完全に落ちてきていますから、落ちてきているのを正当化しているわけではありませんが、当然財政計画ありきですから、ただ単に手をこまねいて時間をここに費やしているという認識ではありません。

- 幅委員　部長の説明はわかったようなことですけど、古知野高校につくるということは、そういう事情があつてなかなか難しいというのは、もう前から聞いているので理解できるんですけど、じゃあほかのところの計画を組みかえるというか、今部長がおっしゃったみたいなことは一つの理屈としては理解するんですけど、じゃあその実施計画を組みかえて、古知野高校をちょっと脇に置いて、その次だったものを前に持ってくるような組み直しというか、そういうことはできないのかということをお尋ねしたいです。
- 土木課長　今、部長のほうからも答弁あったんですけども、やはり今、古知野高校への交渉をしている中で、そんなことがちょっと今の段階でもうちょっと先ですよなんていうのも、交渉の仕方がいろいろあるわけなんですけど、相手に対してどれだけまで攻められるかということもあるものですから、今の段階で江南市が下がった場合に相手がどう思うかというのがちょっと懸念されますので、それはちょっとできないのかなというふうに思います。
- 幅委員　考えると、古知野高校につくれば全市が丸くおさまるわけではないじゃないですか。古知野高校に計画している範囲内のことであって、ほかのところのことは、古知野高校をやらないとこっちの計画が進まないというか、影響がある、全然変わってくるということなんですか。
- 都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　ですから、意味もなく送っ

ているわけじゃなくて、資金計画も考えて送っているところに、例えばどこでもいいです。最近の候補である宮田中学校や古西小学校を、じゃあそれって今言ったとすると、古知野高校はやりますから当たっちゃうじゃないですか。今から設計やって、7億円の原資は持っていませんので、飛び込みはできません。古知野高校をほかればできます。だからほかりませんので、そういうことはできません。

○幅委員 理屈はわかりますけど、僕がさっき言ったみたいに3年間ブランクがあったので、その間に順調に進んでいけば、お金も用立ててやったわけですね。古知野高校にしても順調に交渉が計画どおりに進んでいけば、今の段階でひよっとしたらもうほぼ終わっているような事業じゃないかなと僕は思うんですけど、だったら、たまたま重なってしまったのは、この3年間ブランクがあったツケの話であってという考え方を、それは今の財政状況、じゃあ7億用意しろというのは難しいという理屈もわかるんですけど、この3年間、じゃあ2億円でも3億円、4億円は大げさにしても使っていないという事実は事実なので、ここで使わなかった分をここにオンするということは、計画しなきゃできないと思うんですけど、計画して、この治水計画どおりに進めてほしいというのが市民感情だというふうに思うので、要望として。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 堂々めぐりになりますが、3年で1個つくるという計画は、もう流れています。つまり6年で1個、7年で1個というふうにシフトを変えていますので、そういう中で、今3年で1個だったら3年間無駄にしたような期間になりますが、もともと3年に1個という治水計画は財政上で難しいという、こういう判断はもうしていますので、今後も、じゃあ古知野高校が終わったら3年後に1つできるかといったら、先ほど申し上げた平成32年度をもって鉄高と下水がピークを越えるという意味では、若干またいいほうへ軌道修正できてくるかなというふうには考えていますが、昨今のこの期間においては、3年に1個つくるといった治水計画は、もう市の財政計画として見込んでいないという状況ですので、今おっしゃったような話には現実はありません。

○幅委員 だったら、治水計画の見直しというのはされないんですか。

○土木課長 第3次総合治水計画に関しましては、年度は別に、おおむね10

年程度というような中でということはあるかもしれませんが、着実に3年に1個というのはいまありませんので、その点でいけばその変更は必要ないかと思うんですけれども、今後この実情が変われば、総合計画のほうも見直しが必要と思います。

先ほど野下委員の御質問の中で、私が答えた橋梁の耐震補修が終わった件に関しましての数ですけれども、ことし平成29年度末をもちまして21橋になりますので、あと2橋ことし終わっていますので、済みません、よろしくお願いたします。

○山委員　今の幅委員の質問の続きというか、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、古知野高校の地下につくりたいという話を何年か前から出てきていて、交渉という話なんですけど、交渉事なんで余り公には言いづらいかもかもしれませんが、どういうところがネックなんですか、交渉が難しいというのは。

○土木課長　まず、古知野高校は県の土地でございます。その点で市の行う事業に対してのことが許されるかどうかというのが、江南市が、これは例がないものですから、県のほうとしても手探りの状況と担当者のほうは言っておきまして、その後、つくった後でどういう管理をしていくのというようなものもありますし、一番ネックなのは、高校ですと義務教育じゃないものですから、生徒さんたちは、どういうものがあるから行くよと受験して入学するわけなんですけれども、その点で学校はその運営をちょっと邪魔されるということになりますよね、工事の時間とか期間が。そういう点でなかなか相手の理解をいただくのがちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○山委員　要するに、運動場というかグラウンドが一定の期間使えなくなるんですかね。工事がどれぐらいかかるか知りませんが、もしやったら。1年はかかるんですかね、やっぱり。これをやりだすと。

○土木課長　準備なんかから始めまして、渇水期じゃないと掘れないものですから、単純に年度だけではできませんので、またがるということになってきますので。

○山委員　そういうグラウンドが使えなくて、学校の授業のカリキュラムだ

とか部活だとか、毎日の学校生活に影響するよという話だと思うんですけど、江南市としても県の所有地に建てるというのは初めてだと思いますし、ほかの自治体でもそういった例というのはないんですかね。ほかの公共施設に建てるというのは。

○土木課長 県のほうの施設に、今言った高校みたいなところ、県の施設に市が事業を行ったという例は聞いていないものですから。

○山委員 もう一点、ちょっと確認させてもらいたいんですけども、般若川の調節池と分水池でしたっけ、あれ。コロナの前のところ。あそこは水をためる場所ですよ。青木川放水路を使って流して、ショートカットして、私が住んでいるような飛高町とか、あるいは東野町とか、そっちのほうに水があふれるのを防ぐ役割を果たしていると思うんですけど、ついこの間通りかかったときに、きれいになっていたんですよ、泥とか。ああいうのは市のほうから定期的にきれいにしてほしいとか、そういう要望というのは出しているんですか。県の予算の問題もあると思うんですけどね。

○土木課長 このたび、調節池と分水池のほうをきれいにされています。地元の方からちょっと臭いということで要望がありますので、県のほうには伝えております。

○山委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 平成30年度、建築課の所管につきまして御説明をいたします。

まず、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の28ページ、29ページ中段をお願いいたします。

12款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、32ページ、33ページの下段、12款2項5目1節土木管理手数料は34ページ、35ページの上段までになっております。

続きまして、40ページ、41ページの下段の13款4項4目1節土木管理費交

付金でございます。

続きまして、46ページ、47ページの下段の14款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

続きまして、48ページ、49ページ最下段の14款3項6目1節建築指導費委託金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、恐れ入りますが予算書の294ページ、295ページをお願いいたします。

294ページ、295ページの中段から298ページ、299ページに掲げておりますのは、8款1項2目建築指導費でございます。

少し飛んでいただきまして、332ページ、333ページに掲げております8款5項1目住宅費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　先ほど間違えたところなんですけど、297ページの民間木造住宅耐震補強事業で、今回、耐震改修、段階改修も含めて限度額が90万円だったのが100万円に引き上げてもらっているんですけども、これは理由というのは、何か国の補助制度が変わったからとか、そういったことがあるんでしょうか。

○建築課長　補助金のほうですけれども、現行制度は90万円となっております。このたび、国のほうが平成30年度から、現行制度に加えまして住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体におきましては、限度額を100万円とする耐震改修を総合的に支援するメニューが創設されることとなりました。新制度への移行といたしましては、県内全ての自治体が予定しておるところでありまして、江南市といたしましても、さらなる住宅の耐震化に向けて新制度へ移行し、100万円の補助をしていきたいと考えております。

○掛布委員　それで、新しく今回から木造住宅の解体補助ということで、限度額20万円を10棟をめどに予算をつけてもらっているんですけども、この解体の補助が受けられるための条件というのは、市が認めた耐震診断をやっ

て、耐震性がないよという診断結果が要るよということなんですけれども、ちょっと考えるに、解体までしないといけないような住宅をわざわざ耐震診断するかなあと、見ただけでもわかるんじゃないかなあとと思うんですけど、ちょっとどうなのかな。しかも、その耐震診断結果というのは、幾つ以下とかそういった基準はあるんですか。

○建築課長 診断の判定値なんですけれども、診断を受けた結果、今1.0未満というようなふうで数字を見ておまして、1.0未満と診断された方につきまして、解体する際に20万円を限度として補助をしていくものであります。

○掛布委員 この住宅というのは、それこそ離れであったりとか、ふだん居住していないような、そういったものでも対象になるのでしょうか。

○建築課長 一応、対象といたしましては、耐震診断を受けるということで、これにつきましては空き家は対象となっておりませんので、既に住んでいる住宅について耐震診断を受けたということで、それにつきまして補強をするというのも一つですし、解体するという方法を選ばれた方に対しての補助ということで、規模といたしましては30平方メートル以上の住宅というふうで考えております。

○委員長 ほかに。

○野下委員 ちょっと関連しますけど、今の解体は20万円上限ですね。ほかの市町、愛知県内でほかの市町は大体これぐらいの助成なんですかね。

○建築課長 近隣のほうをちょっと調べたものがあるんですけども、犬山市、小牧市、稲沢市につきまして、平成29年度につきましては20万円の補助となっております。一宮市も20万円でございます。岩倉市につきましては40万円というふうで補助をやっております。

○野下委員 そうやってお聞きすると、それほどほかの市町、岩倉市はちょっと特殊かもわかりませんが、それなりだということですね。ほかの近隣市町で、市ともなれば、これで江南市を入れたらどれぐらいの市単独でこういう補助金を解体ではされていらっしゃるでしょうか。

○建築課長 平成29年度現在で、一応、県内の市のほうですけれども、38市中で21市で補助制度をやっておるといふふうに確認しております。

○野下委員 わかりました。

もう一点、ちょっと関連しますが、この場で言っているかわかりませんが、空き家対策のときにもちょっと申し上げていますが、この空き家対策については、ここでも今回事業が出ていますが、今後、きょうの中日新聞にもあったように、この空き家の解体に対してのところはかなり各自治体も力を入れていくと、お金をつぎ込んでいくという記事が、きょうたしか出てきましたですね、県内版で。これはぜひ、江南市においても今後実施に向けてやっていただけると、そういった部分でも空き家が少しでも減るんじゃないかなあと思いますけど、どうでしょうかね。

○建築課長 この後の委員協議会のほうでも御報告いたすんですけど、江南市空家等対策計画の策定でありまして、その中でもそういった空き家の解体の補助制度についても検討していくというふうでうたっておりますので、先進市の事例等を確認いたしまして検討していきたいというふうには考えております。

○野下委員 わかりました。協議会でまたやりましょう。一言言っていただければ質問しなくてよかったですけど。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課についてを審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 先ほど土木課のほうから御説明がございました治水グループに係る事項のほか、下水道課が所管いたします下水道費について御説明いたしますので、議案書の334ページ、335ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、28節繰出金で7億2,767万2,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって下水道課の質疑を

終結いたします。

市民サービス課より答弁の訂正があるそうですので、ひとつよろしく願いたいと思います。

○市民サービス課長 申しわけございません。

先ほど、市民サービス課の歳入の中で、山委員から地方庁推奨事業費助成金の内訳ということで、出どころというお話がございました。その中で私は、国を中心としてというようなお話をさせていただきましたが、正しくは愛知県、正確に申しますと愛知県金融広報委員会ということで、愛知県、あと日銀の名古屋支店等、県下の金融機関等が連携して、健全で合理的な家計運営のため、中立公正な立場から暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っていただいている中で、この費用を出していただいているという状況でございましたので、正しくはこちらということで、申しわけございませんでした。よろしく願いたいと思います。

○委員長 それでは、ここでお時間をいただきまして、先ほどのフェンスの件につきまして、担当課から来ていただきましたので、説明をお願いいたします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 先ほど、江南緑地公園（草井）の野球場のフェンスの事柄で説明を行いに参りました。

まず、こちらのフェンスにつきましては、江南市の軟式野球連盟から6月の時点で要望書をいただきました。そして、要望書を受けて、私どもの課でも協議をしたわけでございますけれど、まず、野球競技のグラウンドの1塁側にはフェンスが既設でないわけございまして、一般の方もよく観戦をされたりとか、当然河川敷の公園でございますので、一番低いといえますか、堤防ののりの付近を歩かれる方もあるということで、1塁側にボールが転がっていくと、歩いている方とか、また見ている方にも球が行ってしまうという場面が多々あるということで、野球連盟のほうから要望書をいただいて、フェンスとして設置してほしいという事柄がございましたので、まずは、要望書は体育会館のほうで受けてきたわけでございますけれど、実際に施行するという部分におきましては、まちづくり課と協議をしまして、大きな事柄についてはまちづくり課で担当させていただいておりますので、今回、当初

予算のほうにグラウンドのフェンスの設置ということで、防球のフェンスの設置ということでお願いをしてまいりました。

意味合いにつきましては、歩行者や観覧者の安全を図るためということでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

- 伊神委員　　今そういう説明はわかったけど、この1メートル60センチという高さで、それだけの趣旨ができるのか、ファウルとかそんなのは1メートル60センチ以上当然飛んでくるし、それがもっと4メートルとかいうのなら確かにそういう価値もわかるんだけど、全く1メートル60センチでそれ以上打球に対してはね。あと入らないということであれば、ここまでしなくても、ロープを張って、ここから立入禁止の看板一つ立てるとか、これで入らないでということの目的ならそれで十分対処できると思うんだけど、その辺をどういうふうに理解したらいいのでしょうか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　確かに現場ではボールの入るおそれというのは、低いフェンスでございますので、可能性はあると思います。ただ、現場につきましては、河川敷の部分に設置をしたグラウンドでございますので、フェンスを設置する高さというのも規制があるわけでございますので、ほかの3面も同じ高さのフェンスが設置してあるわけでございますけれど、同じ程度のフェンスで、全てのボールが防げるというわけではございませんが、まずは低いボールを当たらないように配慮するというところでお願いするものでございます。
- 古池委員　　ホームベースはどこになるんですか。地図見てわからへんけど。
- まちづくり課長　　左側ですね。
- 古池委員　　堤防の下。
- まちづくり課長　　フェンスの左側。
- 伊神委員　　手前の堤防の下の左側。打球は川のほうに向かって打つということだよ。投げるのは堤防のほうに向かって投げて、打つのは川のほうに向かって打つということでしょう。
- 古池委員　　このフェンスは1塁側の、1塁からライト方面、そういうことだよ。

1メートル60センチか。

余り意味ないな。

- 伊神委員 隣にソフトボール場があるけど、こちらは関係ないわけですか。これも入ろうと思えば入れるんじゃないですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 ソフトボール場につきましては、ホームベースの位置が川側にございますので、競技が、こちらは軟式野球で、ソフトボール場のほうはソフトボールと少年野球ということで、距離的にも打つ球の競技の種類が違いますので、まずは大人のほうの野球場のほうが少し危険性が高いということでございますので、そちらへの防球用ネットということでお願いをしてみたいと思っております。
- 伊神委員 今までに、それによるけがとかいうのはあったんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 私どもの報告という事柄でいきますと、ボールが当たってけがをされたとか、そういった事柄については私の在任の間には聞いてはおりませんけれど、そういう危ない事例といたしますか、けがをされたという報告はないんですけれど、球が当たりそうになったとか、そういったことは多々あるということはお聞きしております。
- 伊神委員 これ、できて10年、15年ぐらいはたってますよね。その間にその程度なら必要ないと思いますけど、どうですか、皆さん。
- 掛布委員 さっき、河川敷なので高さに制限があるから高いのはつくれないみたいなことを言われたんですけど、それこそバックネットみたいなのをつくったほうが話が早いかなと思うんですけど、それはできないの。
- まちづくり課長 ある程度の水量、水位が高くなりますと、そのときに撤去をしなきゃいけないものですので、余り強固なものをつくりますと撤去できなくなりますので、防球ネットということでお願いします。
- 野下委員 これは移動式ですか。今、撤去しないかんとおっしゃられたけど。
- まちづくり課長 移動式なんですよ。
- 野下委員 備えつけでしょう。
- まちづくり課長 備えつけですけども。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 倒れる。

- 野下委員 倒すことができるの。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 網を外すというんですか。
- 野下委員 網を外す。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 水害、水位が上がったときには。
- 野下委員 1.6メートルといたら、大体僕の身長よりちょっと低いぐらいですわ。それよりももっと高くするということは、何かの条件でここはできないところなんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 許可権的にはもう少し高さ可能かと思いますが、周りの3面も同じ高さで施工がしてございますので、同じ高さで周りを囲うといいますか。
- 野下委員 周りを囲ってあるの。もうこの野球場は。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 そうです。
- 野下委員 それに合わせて同じ高さにして、水位が上がったらネットを外す。
- 山委員 ほかの3面も1.6メートルというのは、それもちょっとよくわからないですけども、私は身長177センチですよ。普通立っているだけで、このネットの顔出ちゃってるんですよ。これが例えば2メートル50センチとか3メートルだったら、話としてはわかるんですよ、無駄か必要かというのはちょっと別として。本当に防球という意味で、この1.6メートルという高さが適切なのかどうかというのを、ちょっと素人考えかもしれないですけど、例えばネットは1.6メートルにするけど、足元のところじゃなくてポールにくくりつけて、足元のところはないけど1.6メートルというのはわかるんですけど、これ地上から1.6メートルですよ。だからどうなのかなと思って。
- あと、済みません。去年、その野球の団体から要望書が出たという話なんですけど、それまでは別に特に要望書とか出ているわけじゃない。時々はひやっとすることぐらいあるかもしれませんが、競技だから。どうなんですかね、その2点。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 まず高さについては、この面以外の、今回お願いする部分以外も、要は球はそんなに高くはございませんので、飛び

出すものを防ぐというわけではありませんけれど、転がりとか、直接ノーバ
ンで越えるというものも想定はできるわけでありましてけれど、そんなに頻繁
に出るというわけではなく、転がって出るという部分が多いので、それを防
ぐ目的というんですか、主としてはそういう目的のための防球ネットでござ
いますので、球がワンバウンドとかノーバウンドで出るのを防ぐという目的
ではなく、転がって出るのを防ぐための防球ネットでございますので、3面
同じ高さで施工してあるわけでありましてけれど、それと同程度のもので機
能的には十分果たせるのではないかということで、お願いをしまっているところ
であります。

それと、2点目に、今まで要望がなかったという話でございますけれど、
言葉ではありましたが、正式に要望書という形で野球連盟からいただいた
ものについては今回が初めてでございます。

○山委員　　今の話を伺っていると、ボールが転がるのは別に取りに行けばい
い話で、人間がけがしたらいけないとかいう話だと思っうんですね。ちょっと
どうなんだろうと思って。転がっていくのは別に取りに行けばいいじゃない
ですか。拾いに行けば。人間が傷ついたらいかんという話ですよ。観戦者
とか、ぶらぶら歩いている人が。

○野下委員　　だから、その要望書はそういう趣旨じゃないんですか。危ない
からということの趣旨で、ここが欲しいよと。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　そうですね。はい。

○野下委員　　当局としてはほかの、簡単に言うと、今はないところ以外の3
面はもともとあるよということで、要望書もあって、内容を見ていないから
わかりませんが、そこに人が入ってくるケースもあって、ボールが飛んで
いくから、この際一緒に同じ高さをつけましょうと。こういうふうに話的に
はわかるという話だと僕は思っうんですよ。

○委員長　　暫時休憩します。

午後4時17分　　休　憩

午後4時20分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと休憩中にいろいろお話しさせていただきましたけれども、議案第

26号についての採決は月曜日に採決を諮りたいと思います。その次の議案第28号の審査にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのように諮らせていただきます。

議案第28号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計予算

○委員長 では、議案第28号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、議案第28号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたしますので、平成30年度特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては41ページに、第2表 地方債につきましては42ページに、また歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては43ページから45ページに掲載しております。

歳入につきましては46ページ、47ページ上段の分担金及び負担金から、50ページ、51ページ上段の市債まででございます。

歳出につきましては1款1項1目総務管理費といたしまして、52ページ、53ページから58ページ、59ページ上段まででございます。

2款1項1目下水道事業費といたしまして、同じく下段から64ページ、65ページ上段まででございます。

3款1項1目公債費といたしまして、同じく下段に掲載しております。

なお、66ページから74ページには給与明細書などを掲載しております。

また、平成30年度当初予算説明書の9ページには公債費の状況、52ページから59ページには業務委託及び工事の一部などを掲載しております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　ちょっと予算書が何ページが出てこないんですけど、参考資料の52ページ、53ページのところに変更認可取得業務委託の説明と地図があるんですけども、この中で北部汚水6号幹線の管口径の変更とあるんですけども、この北部汚水6号幹線というのは、どの地域の汚水が流れ込むのでしょうか。ちょっと地図ではどこがそれになるのか、白黒で53ページのサンプルじゃわかりにくくて、タブレットでもカラーじゃないものだから同じことでわからなくて、せめてせっかくタブレットなので、その部分だけカラーで入れておいてもらえると。

○水道部下水道課長　　今回の目的として、今年度行っております基本計画の中でちょっと御報告をしたいと思ひまして、委員協議会のほうでその地図は用意しておるんですけど、管口径が幾つになるかというのは、実際に事業認可、来年度施行したときに初めてその区域を決めて、管口径を決めるということですので、今現実に幾つになるかということはまだ申し上げられません。

○掛布委員　　意味がわからないんですけど、来年度、処理分区を見直しという、そういう計画をつくっていくんですか。それで、その結果、どの地域が流れ込んでというふうになるんですか。この北部汚水6号幹線というのは、いわゆる般若町の工業団地からずっと南のほうに下っている、いわゆる跨線橋道路、正式名は何だろう、そこのところを走っていく汚水幹線なんですか。よくわからないんですけど。

○水道部下水道課長　　54ページのほうに、実施設計測量委託がございます。これが6号幹線ですけど、県道一宮犬山線から北に上って行って工業用地のほうに向かっていくという、この幹線が6号幹線になります。その区域をどこを拾うのかというのを、まさしくその基本計画、今年度やっているところで見直しをかけております。それは委員協議会のほうで御報告させていただこうと思っておりますので。

○委員長　　委員協議会のほうでまたやりますので。
ほかに質疑ございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 26 分 休 憩

午後 4 時 26 分 開 議

○委員長 では、議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第29号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計予算**

○委員長 続いて、議案第29号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 議案書の211ページ、平成30年議案第29号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

所管課は都市計画課でございます。

平成30年度江南市特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては77ページ、78ページ、また歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては79ページから81ページに掲げております。

歳入につきましては82ページ、83ページの上段に、1款1項1目1節総務管理使用料、その下、2項1目1節総務管理手数料、その下、2款1項1目1節土地建物貸付収入、その下、3款1項1目1節一般会計繰入金、その下、4款1項1目1節繰越金、その下、5款1項1目1節預金利子、ページをはねていただきまして、84ページ、85ページの上段に2項1目1節雑入を掲げております。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして86ページから89ペー

ジ上段に1款1項1目総務管理費を、88ページ、89ページ下段に2款1項1目土地区画整理事業費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、90ページから95ページに給与費明細書を掲げております。

なお、平成30年度当初予算説明資料の60ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　89ページと説明書の60ページにある道路築造工事費というので、布袋本町通線の幅広いところのいわゆる歩道上の植栽を植えていって、いよいよ完成ということなんですけれども、この60ページの地図で斜線が引いてある部分の残りの部分は、いわゆるこの布袋南部の特別会計ではなくて、一般会計のほうのまちづくり課の予算で出ていたと思うんですけど、説明資料の38ページですね。この2つというのはつながって、植栽工事については同じ内容のつながった工事になるという、そういうことでいいんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　この一般会計の計画している植栽の部分と、今回の特別会計の植栽の計画、これが現地で合わさって現地の道路としては完成するものでございます。

○掛布委員　地図で見ると途中だけちょっと、地図で見ると左側のところがちょっと開くかなと思うんですけど、つながっているんですね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　はい。現地は植栽が必要なところはつながった状態で完成になるものでございます。

○掛布委員　そうすると、発注の仕方なんですけど、いわゆるこの特別会計のほうの部分は特別会計で発注をかけて、いわゆるまちづくり課のほうは別途、同じ続きの工事だけど別に入札発注をかけるんですか。どういうふうにするんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今のところは特別会計といたしましては、市費の予算を考えておりますので、この特別会計のお金での単独の発注を考えておりますが、時期等は調整しつつ発注はしてまいりた

いと考えております。

- 掛布委員 別に一般会計のほうまでやらずに、同じ続きの工事なのに、別々に発注していくということですか。そうするとすごい無駄だと思うんですけど、一本でやったほうが絶対安上がりになると思うんですけど。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 一般会計のほうはちょっと国費のほうを予定しておりますので、それに乗かって、私どもの工事を一本でというのはなかなか難しい事務かと考えております。今のところ、特別会計というのが、今後市費をもって整備を進めていくということでございます。
- 掛布委員 そうすると、特別会計のほうは全額市費で、まちづくり課のほうは社会資本整備総合交付金が入るで、だから一緒には入札にかけられないということですか。道の左側の歩道と右側の歩道で同じ工事をやるのに別々に発注というのは、何か変だなあと。何とかならないんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 国費と単市との一緒の発注というのはなかなか難しいということでよろしくお願いいたします。
- 掛布委員 本会議で東議員が議案質疑していたんですけど、総額83億円のこの布袋南部土地区画整理事業の、あと3億円ぐらい残っているよということで、あとの工事としては、いわゆる駅西広場の整備と駅西広場に続く道路の整備ということでいいんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 駅西の駅前広場というのは、当初は区画整理事業の中で整備まで入っておりましたが、この83億円という資金の計画を、以前の見直しの段階で整備費は除いた形になっておりますので、具体的な話ですと、現在仮線路として使っております10メートルの区画道路、そこが主な道路の整備として残っているところで、あと換地処分に向けた事務的な委託業務が残っております。
- 委員長 ほかに質疑は。
- 野下委員 予算書でいくと89ページの一番下のところが、この870万2,000円がこの予算説明資料の60ページの工事のところですか。まず1点は、221メートル分の植栽工事というのがありますけど、議場でここの説明資料のところの斜め線のところは、ガードパイプを設置するという話もあったんです

よね。これと、あと低木の植栽という話があったと思うんですけど、これはここを見ると植栽でしょう。ガードパイプは入ってないんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 済みません。図面上で示しております斜めの部分、これが植栽部分だけを明示しております、ガードパイプを施工する予定の箇所は、この道路の交差点ということで、済みません、ちょっと図面には示し切れていないので申しわけございません。

○野下委員 ということは、この本町通線は、ずうっとガードパイプを全部敷くわけではないということですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 道路の交差点で、警察等で協議をしまして、必要なところを設置してまいりまして、今のところ想定といたしまして150メートルをこの予算の中に考えております。

○野下委員 ということは、例えば布袋小学校から出てきて、本町通線に出てきたところの、その丁の字のところの部分のアーチになったところにガードパイプを置くということ。簡単に言うと。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 はい。そのとおりです。

○野下委員 そういうことですね。

それからもう一点いいですか。

低木とあります。私、何回も議会でも言っているんですけど、低木は伸びるんです。伸びない低木ですか、これ。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 伸びてしまいます。

○野下委員 伸びてしまいますね。すぐ近くに国道155号が通っています。あそこも低木があるんです。あの低木もよく成長しましてね、どんどん成長するんですよ。だから出るときに全く見えない。この低木も成長するということだと、例えば横から出るときに、見えない可能性があるんです。ガードパイプがあるからいいというわけじゃないですよ。見えない可能性があるのも、その辺は絶対これは必要なんですか、低木は。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 確かに委員御指摘のとおり、視線をどうしても塞いちゃうということもありますが、ガードパイプと同じように、車が事故等でもしかして歩道のほうへ入り込む場合に、緩衝地帯みたいな形で植栽というのが有効に活用できるかと思っておりますので、

植栽というのにも必要かと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○野下委員　　ちょっとお願いなんですけど、特に車が出たり入ったりするところがあるでしょう。ガードパイプで例えば区切ってあるところ。あの近辺はちょっと植栽を遠慮するとか、見通しをよくしてあげないと、結構これは広い道ですから、かつ通学路にもなっているから危ない部分があると思うんですよね。だからぎりぎりまで持ってくると、また議会で質問しなくちゃいけないので、抜いてもらわなくちゃいけないので、そんな手間は嫌なので、本当に少しでも間を置いて、見える範囲でやってもらわないと僕は要望するんですけど。この図面どおりだと全く全部来ちゃうから。どうですか、部長。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　何度も御指摘、中野議員もよく聞いていますので、221メートルにこだわることなく、実は150メートルも想定です。今から警察と協議して、どこに必要かということになってきますし、おっしゃってみえるように交差点部で背が高くなると見えない。ただ、単に直接のところは、横着な横断は防げるし、当然見えなくてもいいですし、単に直線のところでも横着な横断を防いだり、横向いておった車が飛び込んで来るのも防げるようなところは有効に使わせていただきたいし、よくあの辺で御指摘いただいております、交差点で曲がる時見にくい、横断者が見にくいというような現象をなるべく回避できるように、221メートルにこだわることなく、そういった協議をさせていただいて施工するというごことをお願いしたいです。

○野下委員　　わかりました。

私、これ全部ガードパイプがずうっと続いていくのかなと思ったんですね。だから植栽は別に、そういうことがあるから要らないんじゃないのという話をしたんですけど、今の話ですと一部分ということですから、今、部長がおっしゃったようにその辺ちょっと配慮してもらって、危なくないように、かつクッションになるようなところも必要ですから、その辺よろしくお願いしたいと思います。

○委員長　　ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 済みません。先ほどの同時というのが、経費の検討でございますが、ちょっと私、済みません、できませんということで難しいということで答弁させていただきましたが、発注する段階におきまして総務課とも協議して、検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。今後の検討という。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 どっちも答えが今出しにくいですが、そちらにも十分に検討をさせていただきたいということ、同時発注というか合同発注といえますか。

以上です。

○委員長 暫時休憩します。

午後 4 時 44 分 休 憩

午後 4 時 44 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成30年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第32号 平成30年度江南市水道事業会計予算についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書214ページ、議案第32号 平成30年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

特別会計、水道事業会計予算書及び予算説明書の150ページ、151ページをお願いいたします。

予算といたしまして、平成30年度における業務予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして154ページから177ページ、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、平成30年度の予定貸借対照表、並びに平成29年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

178ページ、179ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、180ページ、181ページ、3項2目1節期間外利益までを掲げております。

収益的支出につきましては、182ページ、183ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、196ページ、197ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、198ページ、199ページ、1款1項1目1節企業債から4項1目1節分担金までを掲げております。

資本的支出につきましては、200ページ、201ページ、1款1項1目事務費から、204ページ、205ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと存じます。

なお、平成30年度当初予算説明資料の10ページ及び66ページから80ページに位置図などを掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほうよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　予算書の203ページのところにあります配水場等施設更新維持工事事業の中の駐輪場の設置と、別のところに解体費があったと思うんですけども、それにかかわって緊急給水設備設置工事というのが、下般若配水場と、もう一個、後飛保配水場でも同じ緊急給水設備設置工事というのがありますが、この緊急給水設備工事というのはどういう内容でしたでしょうか。

- 水道事業水道部水道課長　この設備につきましては、下般若配水場、後飛保、両配水場におきまして、地震等発生した場合、給水車等に迅速に給水できるように新たにポンプを設けまして、65ミリの給水口2口、計4口を両配水場に設けるものでございます。
- 掛布委員　そうすると、直接配水場にたまっているというかの水を、給水車に直接どつと積むというか、そういう装置を取りつけるという、そういう意味でしょうか。
- 水道事業水道部水道課長　そのとおりでございます。
- 掛布委員　あと、取水井のしゅんせつが4カ所あるんですけど、これは市内全部の取水井に対して、何年に1回とかいうふうにぐるぐる回した形でやってもらっているのでしょうか。どんなふうなことでここが4カ所、今回上げてあるのかなというのを説明してほしいんですけど。
- 水道事業水道部水道課長　しゅんせつにつきましては、下般若系、後飛保系の10カ所ということで、今、5号井、6号井などとめております8カ所につきましては、おおむね3年ごとに1度計画しております。あと、予備水源といいまして、小さい水源におきましては現在9カ所あります。それにつきましては、様子を見ながらしております。平成30年度につきましては、平成26年度に簡水から移行しました草井の水源を1基しゅんせついたす予定にしております。あと3基につきましては、下般若と後飛保の井戸でございます。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員　説明資料の80ページのところに、給水原価の比較ということで、平成29年度と平成30年度のそれぞれの当初予算で比較しているんですけども、下の表のところに前年度比較で見るとわかるんですけども、いずれも平成30年度は平成29年度に比べて、当初予算なので実際どうなるかはわかりませんが、年間給水量がかなり減る予測だし、供給単価が減って逆に給水原価がふえていて、その結果、給水収益が前年度に比べて2%落ちているということで、これだけ見ると、何かじわじわと余りよろしくないほうに水道事業の経営が行っているんじゃないかなと思うんですけど、その原因というかをちょっと説明していただきたいんですけど。
- 水道事業水道部水道課長　給水量につきましては、節水機能の普及もあり、

年々減少しております。特に平成30年度におきましては、大口需要者に聞き取りをしました結果、その企業が井戸を使用しております、井戸を使用したいということで、かなり減らすという情報がありましたので、大幅な減少をしております。

供給単価につきましては、前年度の決算値を用いてあらわさせていただきます。給水原価につきましては、当該年度の費用で給水量を割り返しておりますので、委員御指摘のとおり、なかなか経営的には厳しくなってくるものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　もう一個、県水の受水のことを聞いたんですけど、資料の70ページのところに県水受水量計算書というのがあって、これで平成29年度の給水人口が9万4,600人、これは江南団地は入っていない数字でいいんですね。

○水道事業水道部水道課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　結局、県水の依存率を少しでも減らしていけば、水道会計としてはちょっとは楽になっていくのかなと思うんですけども、このいわゆる一生懸命取水井をしゅんせつして取水量を確保していく段に、県水と自己水量の決め方というのか、県水をどれだけ受水、供給を受けないといけないかというのはどこで決まってくるのでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　基本的に、自己水、井戸水を主として取水しまして、その補填という形で県水を受水しております。ですので、年間の1日平均使用水量を勘案しまして、そこから自己水の取れる量を引いた残りを県水受水として算出しております。

○掛布委員　そうすると基本的には、まず自分のところで確保できる量を見積もって、県水はこれぐらい必要だなということで申請して決まっているという、そういうことなんですね。

あと、経営戦略の策定でいよいよ予算がついて、平成30年度、平成31年度、2カ年連続でやって、これは何度も、前回はこの審議会の設置条例でしたか出てきているので、何度もお聞きしているような気がするんですけども、いろんな財務分析とか収支計画の策定なんですけど、予定表を見ると、何か

平成30年度は集中的に経営審議会の会議を開いて、平成30年度末に一旦新しい料金のあり方というんですか、そういったものを答申するような計画になっておったんですけれども、そういうことなんでしょうか。というのは、平成30年度に何か料金を値上げするかどうかというのが決まっていくのかなという気がするんですけど。

- 水道事業水道部水道課長 前回もお示しさせていただきましたスケジュール表によりますと委員おっしゃるとおりですが、経営戦略を策定するに当たりましては、当然収支並びに支出を書かなければいけません。その中でバランスのとれない場合は、水道料金の改定を目指さなければいけませんので、そういったことも含めますと、やはりこの3月までには骨格を決めないと、この経営戦略自体が作成できませんので、そういったことにおきまして、こちら3月ごろにはどのようにするかという方針を定めたいと考えております。
- 掛布委員 議会のかかわり方なんですけど、2人、議会から審議会に選ばれるんですけれども、答申が出た段階で議会として議決するとか、そういったのはあるんでしょうか。最終的に予算が出てくるまで、議会全体としてのかかわりというのはいないんですか。
- 水道事業水道部水道課長 まとまりましたら、委員協議会等にお示しさせていただきますまして、経営戦略の報告をさせていただきたいと考えております。
- 掛布委員 そうすると、大分前というか、ちょっと前かな、冊子をいただいて、水道ビジョンとか、水道ビジョンに基づく基本計画だとか、何か冊子を2冊ほどいただいたんですけれども、あの水道ビジョンというのはいよいよ、新しくできるこの経営戦略に基づいていろんな組み立てをしていくよと、そういうことなんでしょうか。
- 水道事業水道部水道課長 水道ビジョンというのは、あくまでも水道をこれから運営するための構想でありまして、大もとでございます。それの中におきまして計画があります。その計画を、一応5年ごとぐらいに見直すというのが出ておりますので、見直して、そのときの経営状況等を鑑みて、これ以降の計画を作成していきますので、あくまで水道ビジョンはもともになるものでございます。
- 掛布委員 いわゆる収支計画とかいって、どこの段階で赤字が出たら料金

を変えていかないといけないとか、どの数字がやばくなるといよいよ見直さないといけないかというのはいろんなのがあって、いわゆる補填財源が全部なくなりそうだったらまずいかなとか、もう直、いわゆる純利益が純損益になっちゃったらだめとか、いろんなレベルがあるわけなんですけれども、どの段階で料金改定が必要だなという判断になるんでしょうか。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　それをやるための今回の予算です。

○掛布委員　わかりました。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時59分　休　憩

午後 4 時59分　開　議

○委員長　議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時59分　休　憩

午後 5 時02分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの現地視察の件ですが、個々で見ると、現地に個々で行って見るということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

そして、再開は月曜日、12日の月曜日の午前9時30分ということよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、そのようにさせていただきます。

本日は、この程度にとどめて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時03分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 伊神克寿